

第2次
太 田 市
地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成25年 3月

太 田 市

社会福祉法人 太田市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子・高齢社会を迎えるとともに、家庭や地域の相互扶助機能が低下しているなか、子どもや高齢者、障がい者が健康で安心して暮らしていけるよう、地域福祉をどのように展開し進めていくかが急務となっております。



こうした状況の中、地域福祉を進めるにあたっては、希薄化した地域での相互扶助機能を見直し、誰もが住み慣れた地域で安全で安心した暮らしができるように、支え合いのまちづくりが求められております。

現在、当市では、社会状況の変化や新たな課題に対応するため、「第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第3期障がい者福祉計画」、「次世代育成支援行動計画（後期計画）」、「健康づくり計画」の4計画を策定しております。今回の「第2次太田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定により、多様な福祉事業を有機的に結合する総合計画としております。

これからの地域福祉は、市民・サービス利用者やボランティア・福祉関係事業者・行政が協働し市民一人ひとりを主体として互いに支え合う地域社会を目指す必要があります。

このため、本市では、市と社会福祉協議会が連携、協働して、できる限り多くの市民の皆様からご意見をいただきながら、市の地域福祉計画及び社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定いたしました。保健・医療・福祉分野の『自助、共助、互助、公助』の連携を強化し、地域全体・地域主体の福祉のまちづくりをすすめるため、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

むすびに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただき、貴重なご意見をいただきました地域福祉計画策定委員会委員をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

平成25年 3月

太田市長 清水聖義

ごあいさつ

近年の少子高齢化の急速な進展、近隣との結びつきや地域社会との関わりの希薄化、個人情報への配慮などにより、地域福祉を取りまく社会環境は大きく変化し、福祉ニーズはますます複雑、多様化の一途をたどっております。



このため、社会福祉法において地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会では、子供からお年寄りまで、障がいの有無にかかわらず、人と人との繋がりを大切にした取り組みを展開し、行政をはじめ、区長会、民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会、NPO 法人、ボランティア団体など、真剣に地域福祉を考えていただける方々と協働し、地域の福祉力を一層高めてまいる所存であります。

そこで、平成19年度に策定した第1次計画の成果や課題を受け継ぎ、多様化する福祉ニーズに対応するため、「みんなで創ろう 笑顔で暮らせるまち おおた」を基本理念として、平成25年度から平成29年度までの5か年間を期間とし、地域住民や地域福祉に関わる団体などが実践する具体的な活動内容を踏まえた第2次地域福祉活動計画を策定いたしました。

今後の計画実現に向け、市民の皆様と地域福祉に関わるあらゆる団体と連携して進めてまいりたいと考えておりますので、さらなるご協力とご参加をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力をいただきました市民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

平成25年 3月

社会福祉法人 太田市社会福祉協議会

会長 相澤 邦衛

目 次

総 論

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけと性格.....	3
(1) 地域福祉計画.....	3
(2) 地域福祉活動計画.....	5
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係.....	5
3 計画の期間.....	6
4 計画の策定手法.....	6
第2章 太田市の現状.....	7
1 少子化・高齢化の進行.....	7
2 要介護認定者数の推移.....	10
3 障害者手帳所持者数の推移.....	10
4 日常的な関わりの必要性のある人の増加.....	11
5 市民意識調査からみえる課題.....	12
(1) 回答者の属性.....	12
(2) 地域における連帯感.....	13
(3) 行政区等の活動への参加について.....	14
(4) 地域活動の参加状況.....	16
(5) 地域における支え合い.....	17
(6) 日常生活上の不安や悩みについて.....	19
(7) 社会福祉協議会.....	19
(8) 民生児童委員.....	21
(9) ボランティアやNPO 活動への参加について.....	21
(10) 災害時の対応.....	22
(11) 住みやすいまちについて.....	23
(12) 市民意識調査結果からみえる課題等.....	24
6 太田市社会福祉協議会.....	26
(1) 太田市社会福祉協議会.....	26
(2) 太田市社会福祉協議会の組織.....	26

(3) 太田市社会福祉協議会の主な事業	26
7 関係団体等の状況	28
(1) 民生児童委員の活動	28
(2) 自治組織（区長会）	29
(3) 児童館・放課後児童クラブ	29
(4) 老人クラブ	29
(5) NPO法人	29
(6) ボランティア	30
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 圏域の考え方	31
2 地域福祉推進上の課題	32
(1) 今後求められる地域福祉のあり方	32
(2) 子ども・子育て支援	33
(3) 障がい者の自立と社会参加の支援	34
(4) 高齢者の心身の健康の維持増進及び自立と社会参加の支援	35
(5) 助け合い、支え合うことの必要性	35
3 基本理念	36
4 基本目標	37

各論Ⅰ 地域福祉計画

第1章 施策の展開	45
基本目標1 福祉サービスの適切な利用の推進	45
(1) 地域福祉の環境整備	45
(2) 地域での自立に向けて	47
基本目標2 社会福祉事業の健全な発達	48
(1) 地域での福祉サービス事業の育成	48
(2) 福祉サービス提供者への支援体制	49
基本目標3 地域福祉活動への市民参加の促進	50
(1) 民生児童委員の活動支援	50
(2) 社会福祉協議会の活動支援	52
(3) ボランティア・NPO法人等の市民活動支援	52
基本目標4 安全で安心なまちづくりの推進	54
(1) 災害時要援護者の支援方策	54

（２）見守り活動の推進	54
（３）市民一人ひとりの人権の尊重	56

各論Ⅱ 地域福祉活動計画

第１章 基本計画	59
基本目標１ 気軽に相談できる仕組みをつくろう	59
（１）相談体制の整備・充実	59
（２）苦情解決体制の充実	60
基本目標２ わかりやすい福祉情報を提供しよう	62
（１）福祉啓発事業の推進	62
（２）情報提供の充実	64
基本目標３ 福祉人材の発掘・育成をしよう	65
（１）地域福祉づくりの担い手の発掘・育成	65
基本目標４ 安心して必要な福祉サービスが受けられる仕組みをつくろう	66
（１）日常生活支援の推進	66
（２）関係機関・団体との連携強化	67
基本目標５ 地域における福祉力を高めよう	69
（１）地域交流の促進	69
（２）地域支え合い活動の推進	71
（３）ボランティア活動の充実	73
基本目標６ 地域福祉を推進するための基盤強化	74
（１）社会福祉協議会の活動強化	74
第２章 年次活動計画	75
基本目標１ 気軽に相談できる仕組みをつくろう	75
（１）相談体制の整備・充実	75
（２）苦情解決体制の充実	75
基本目標２ わかりやすい福祉情報を提供しよう	76
（１）福祉啓発事業の推進	76
（２）情報提供の充実	76
基本目標３ 福祉人材の発掘・育成をしよう	76
（１）地域福祉づくりの担い手の発掘・育成	76
基本目標４ 安心して必要な福祉サービスが受けられる仕組みをつくろう	77
（１）日常生活支援の推進	77

(2) 関係機関・団体との連携強化	78
基本目標5 地域における福祉力を高めよう	79
(1) 地域交流の促進	79
(2) 地域支え合い活動の推進	80
(3) ボランティア活動の充実	80
基本目標6 地域福祉を推進するための基盤強化	81
(1) 社会福祉協議会の活動強化	81

各論Ⅲ 計画の推進

第1章 計画の推進	85
1 市民すべてが一体となった、連携・協働による推進	85
2 各計画の推進及び評価	86
(1) 計画の公表	86
(2) 計画の進捗及び評価	86

資料編

1 策定の経過	89
2 太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	90
3 太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	92
4 太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画検討チーム名簿	93

注：「障害者」「障がい者」の表記について

太田市では、人にやさしい行政の取り組みとして、市で使用する「障害者」などの「害」の字の表記についてはひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語の引用、固有名詞については、変更せずに「害」の字を使用しています。

総 論

地域福祉計画・地域福祉活動計画

Ota City and Ota City Council of Social Welfare

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子化・高齢化の進行に加え、核家族化の進行や個人のライフスタイルの多様化等により、家庭や地域でお互いに支え合う機能が弱まり、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化する傾向が全国的にみられます。また、これらの地域社会の状況の変化や近年の深刻な経済不況等により、高齢者や障がい者、子育て家庭などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況に置かれています。また、生活不安とストレスが増大しているため自殺者の増加や配偶者や高齢者、幼児・児童への虐待、いわゆる老老介護による介護疲れなど、新たな社会問題も発生しています。

こうした中、近年、個々が抱える生活課題や問題は増大・多様化しており、措置制度に代表されるかつての行政による一方的なサービス提供だけではきめ細かな対応が困難であり、自助・共助等それぞれの互いの努力を基に福祉機能や相互扶助機能を充実させ、行政による福祉施策の充実とともに住民主体の様々な福祉活動を地域で展開することが必要となっています。

このため、国では、平成12年6月に社会福祉事業法を社会福祉法に改正し、この法の目的の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会においては、社会福祉の理念を、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援する」とこととし、社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする精神であるとしています。

本市では、こうした社会背景の中、地域においてそれぞれの福祉課題を解決するため、市民が自ら行動し、関係機関・団体、事業者、行政などあらゆる主体とともに地域全体で福祉社会を支えるための新たな社会システムの形成を目指して、平成20年3月に「太田市地域福祉計画」を策定しました。また、これと同時に、太田市社会福祉協議会では、地域福祉の中核としての役割を担うとともに多様な団体・組織、地域と協働しながら地域福祉を推進するため、「おおたスマイルプラン（太田市地域福祉活動計画）」を策定しました。

これらの計画期間が平成24年度をもって終了するため、計画の見直しを行い、保健・医療・福祉分野計画の『自助、共助・互助、公助』の連携を強化し、地域全体・地域主体の福祉のまちづくりを進めるため、新たに「太田市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定したものです。

（社会福祉法（平成12年6月改正）より抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

●地域福祉の考え方 ～増大する地域課題に対応する取り組み～

様々な地域の課題

核家族化、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加
（家庭の福祉力等相互扶助機能の低下）

地域住民相互の社会的なつながりの希薄化

少子化・高齢化、成長型社会の終焉、産業の空洞化、
長引く経済不況等

年金・医療・介護・障害福祉等
（社会福祉財政の増大）

生活不安とストレスの増大、自殺やホームレス、
家庭内暴力、虐待、引きこもり、孤立死など新たな社会問題

福祉は行政が行う
福祉は特定の人の問題 等



様々な問題を解決するには・・・

行政の福祉施策の充実とともに、
市民主体の活動（受け身から推進役への
転換）が必要

2 計画の位置づけと性格

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、平成12年6月に改正された社会福祉法第107条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、平成19年及び平成22年の国通知により、要援護者の支援方策や高齢者の孤立防止対策等を盛り込んだものとします。

また、新生太田総合計画を上位計画とし、保健・医療・福祉に関する分野別計画の地域福祉に関する事項を具体化するものです。

このため、現在市において推進している保健・医療・福祉に関する各計画と整合性を図り、共通の理念に基づき、市民と多くの関係機関との協働により、市民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くこと、即ち、地域福祉の推進の指針として位置づけます。

社会福祉法（平成12年6月改正）より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

平成19年国通知関係規定 社援発第0810001号

「市町村地域福祉計画の策定について」（抜粋）

「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

1. 要援護者の把握に関する事項
2. 要援護者情報の共有に関する事項
 - （1）関係機関間の情報共有方法
 - （2）情報の更新
3. 要援護者の支援に関する事項
 - （1）日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
 - （2）緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

平成22年国通知関係規定 社援地発第0813第1号

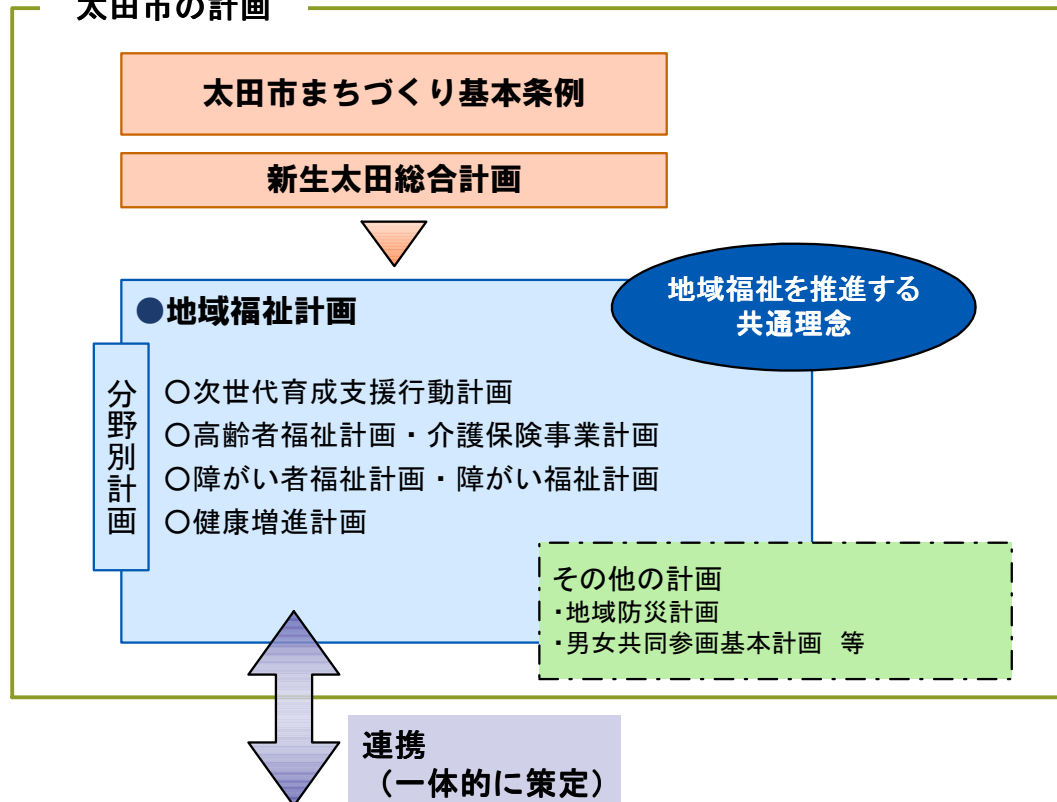
「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（抜粋）

1. 市町村地域福祉計画の策定等について

（2）市町村地域福祉計画を策定済みの市町村について

既に市町村地域福祉計画を策定済みの市町村については、当該計画の内容について、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援・働きかけをお願いします。

太田市の計画



太田市社会福祉協議会の計画



(2)地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が主体となって地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

社会福祉協議会について

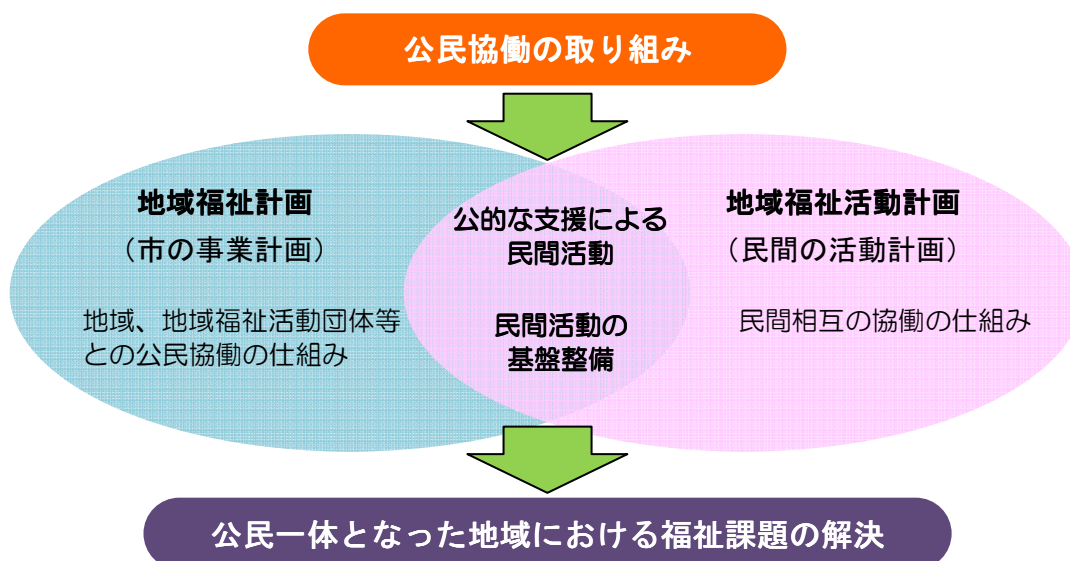
社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に規定され、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、以下の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3)地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

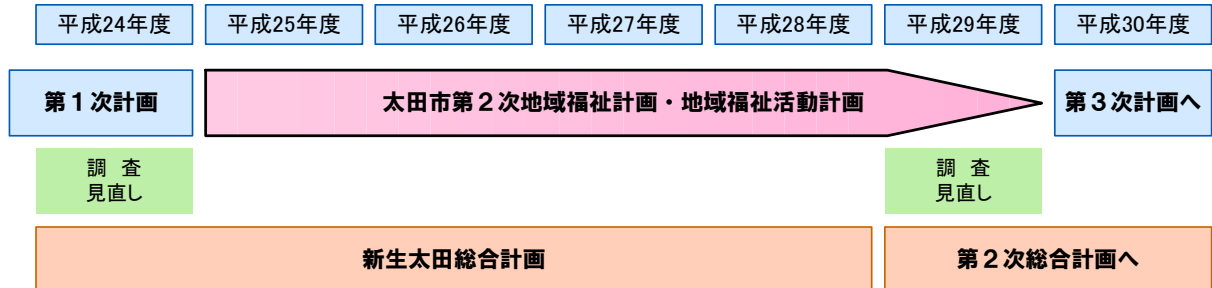
地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、地域住民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動、行政等による公的な福祉サービスが一体となり、包括的に支援していく仕組みづくりが必要です。

このため、市では行政の地域福祉に係る具体的な方向性や施策を示す「地域福祉計画」と地域住民や地域福祉に関わる住民組織などが実践する具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、自助、共助・互助、公助の連携体制の充実を目指し、地域において支援が必要な人の日常生活を支えるための体制づくり“地域福祉社会の実現”を進めます。



3 計画の期間

計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。



4 計画の策定手法

この計画を地域の実情にあった、より具体的なものにするためには、地域住民自らが抱える生活課題や福祉課題、地域における身近な問題を明らかにすることが必要です。また、地域福祉を効果的に推進するためには、保健、福祉分野、生活分野まで幅広い対応が必要であり、市においても社会福祉協議会等と連携した、全庁的な取り組みが必要になります。

この計画の策定にあたっては、市民の実態を把握し、市民の視点を取り入れることから全庁的な施策の検討まで、次の体制により計画策定に取り組みました。

- 市民意識調査の実施
- 庁内検討委員会の設置
- 策定委員会の設置
- パブリックコメントの実施



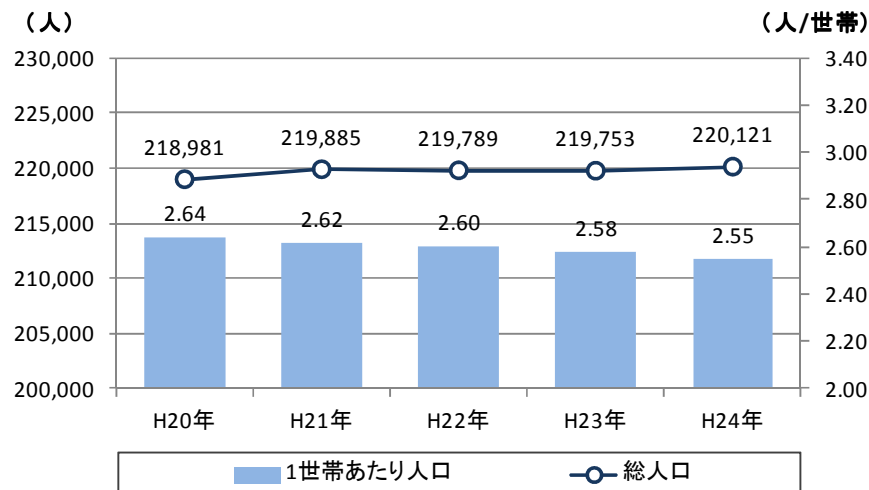
第2章 太田市の現状

1 少子化・高齢化の進行

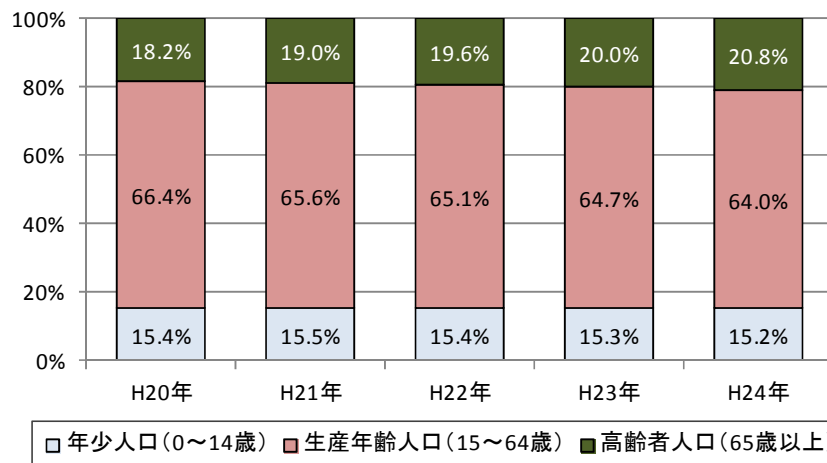
市の総人口は、平成 20 年から平成 24 年にかけてやや増加傾向で推移し、平成 24 年 4 月 1 日現在では 220,121 人となっています。

年齢 3 区分別の人口構成は、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）の割合が減少傾向の中、平成 24 年の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は 20.8%と、平成 20 年に比べ 2.6 ポイント増加し、少子化・高齢化が進行していることがわかります。

■総人口と 1 世帯あたり人口



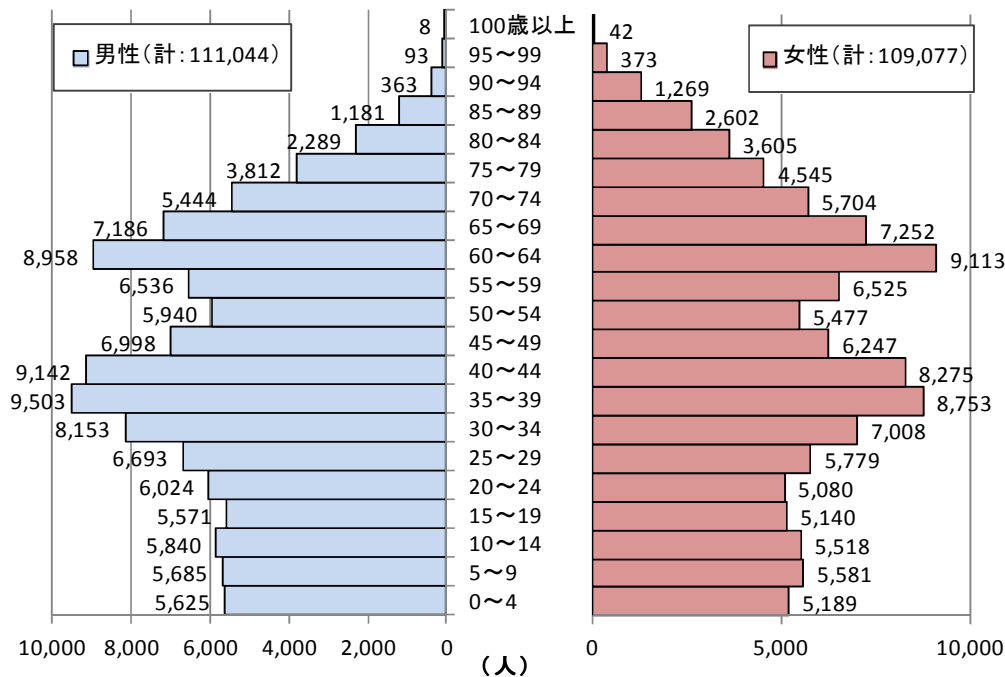
■年齢構成（年齢 3 区分別）



資料：住民基本台帳人口、外国人含む（各年 4 月 1 日現在）

市の平成24年4月1日現在の人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「つぼ型」となっています。年齢階層別の人口規模では「35～44歳」の“第二次ベビーブーム世代”及び「60歳～64歳」のいわゆる“団塊の世代”の人口がいずれも多くなっています。

■人口ピラミッド（平成24年4月1日現在）



資料：住民基本台帳人口、外国人含む（平成24年4月1日現在）

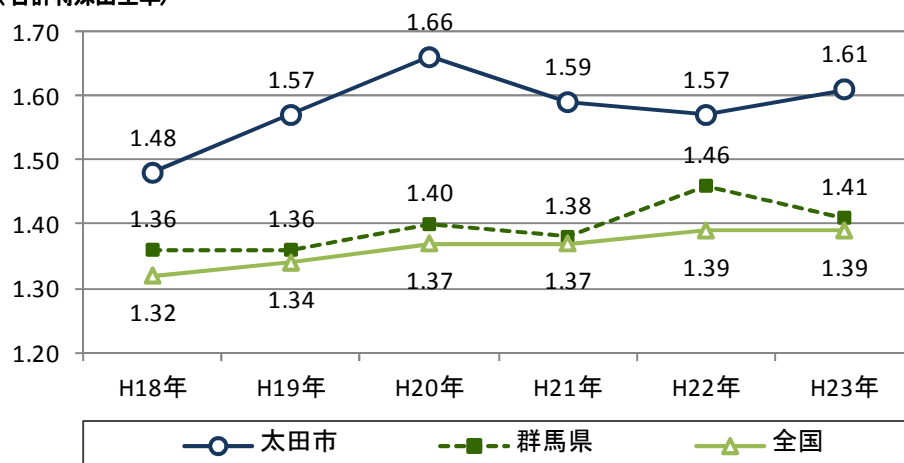
市の合計特殊出生率は、平成18年から平成23年にかけて増加しており、平成23年の合計特殊出生率は1.61となっています。群馬県や全国と比較すると、市の合計特殊出生率は、群馬県値及び全国値を上回って推移していますが、依然として人口置換水準を大きく下回る少子化の状況が続いています。

合計特殊出生率：合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当します。

人口置換水準：長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準を「人口置換水準」といいます。この水準を下回ると人口が減少することになり、人口学の世界では、この水準を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義している。標準的な水準は2.1前後、近年の日本における値は2.07～2.08であるが、男女の出生性比等の違いによって変動します。人口置換水準については、国立社会保障・人口問題研究所で毎年作成しており、最新の値は、2010年の2.07となっています。

■合計特殊出生率

(合計特殊出生率)



資料：群馬県保健福祉統計

高齢化や核家族化は今後も進行すると予測され、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、日常的な支援が必要とする方も増加することが懸念されます。また、長引く経済不況や核家族化の進行により、共働き世帯が増加し、育児への支援や子どもの健全育成の必要性が増加すると予測されます。



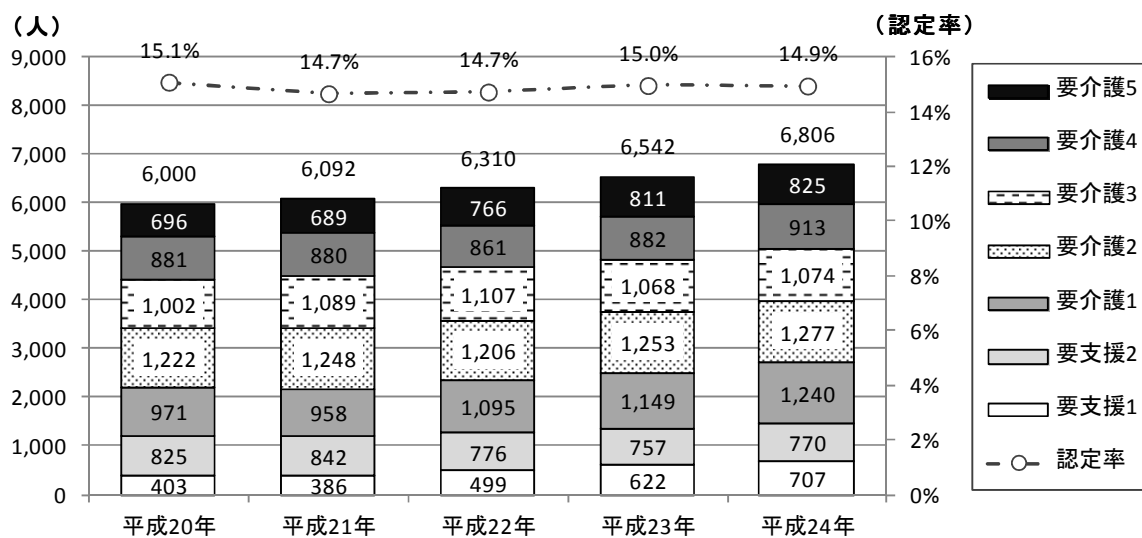
2 要介護認定者数の推移

市の第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定者数の推移は、平成21年から平成24年にかけて増加傾向にあります。平成24年の認定者数は6,806人で、平成20年に比べ806人の増加となっています。

また、要介護認定率（第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合）は、平成21年から平成23年にかけて15%前後の推移と、ほぼ一定の割合となっています。

今後も高齢化の進行により、要介護等認定者数は増加すると予測されます。

■要介護等認定者数、要介護認定率（第1号被保険者）



資料：介護サービス課（各年3月末現在）

3 障害者手帳所持者数の推移

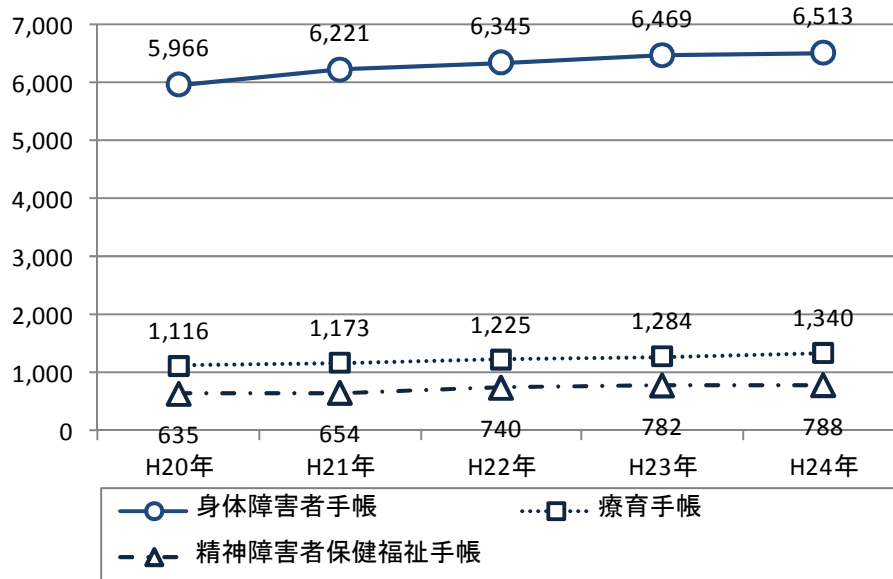
市の身体障害者手帳所持者数は、平成20年から平成24年にかけてやや増加傾向で推移し、平成24年では、平成20年に比べ547人増加の6,513人となっています。

療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数においても、同様にやや増加傾向となっており、平成24年では、療育手帳所持者が1,340人、精神障害者保健福祉手帳所持者が788人となっています。

平成24年4月1日現在の総人口に占める各障害者手帳所持者数の割合をみると、身体障害者手帳で3.0%、療育手帳で0.6%、精神障害者保健福祉手帳で0.4%となっています。

■障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

（人）



資料：障がい福祉課（各年3月末現在）

4 日常的な関わりが必要な人の増加

市の高齢者単身世帯の推移は、平成17年から平成22年にかけて1,390世帯増加しています。平成22年では、総世帯数に占める高齢者単身世帯の割合が1.5ポイント増加し、6.4%となっています。高齢者夫婦のみの世帯も同様に増加し、平成22年では総世帯数に占める割合が7.2%と、高齢者単身世帯を含めると13.6%となっています。

	H17年		H22年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯数	77,476	100.0%	81,317	100.0%
65歳以上の高齢者がいる世帯	24,264	31.3%	28,717	35.3%
高齢者単身世帯	3,832	4.9%	5,222	6.4%
高齢者夫婦のみ世帯	4,396	5.7%	5,881	7.2%
その他世帯	16,036	20.7%	17,614	21.7%
高齢者のいない世帯	53,212	68.7%	52,600	64.7%

資料：国勢調査

5 市民意識調査からみえる課題

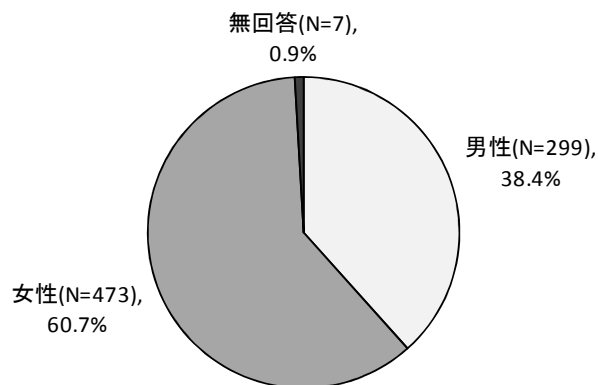
第2次太田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって、地域福祉に関する市民の実態や意識、要望・意見などを把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、平成24年12月に市民意識調査を実施しました。

区 分	配布数	有効回収数	有効回収率
市内在住の18歳以上の男女	2,000	779	39.0%

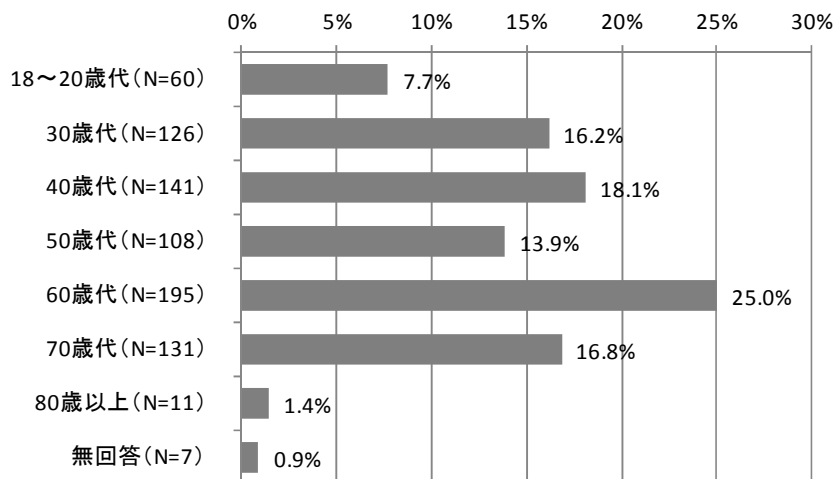
(1) 回答者の属性

市民意識調査の回答者は、「男性」が38.4%、「女性」が60.7%と、女性の回答者数が多くなっています。また、年齢構成は、「60歳代」の割合が25.0%と最も高く、次いで「40歳代」が18.1%、「70歳代」が16.8%と続いています。

■ 性別



■ 年齢構成



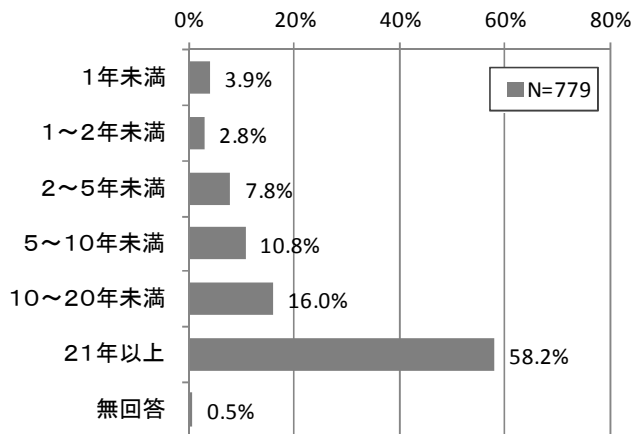
(2)地域における連帯感

回答者の居住年数は、21年以上が58.2%と過半数を占めています。近所付き合いの程度を年代別にみると、年代が上がるほど「非常に親しく付き合っている」「親しく付き合っている」の割合が増し、70歳以上では5割を超えています。

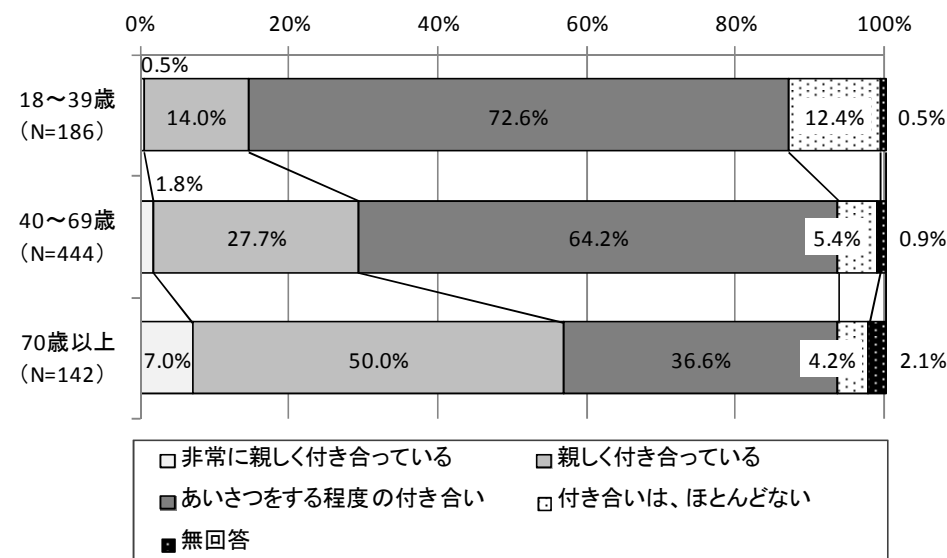
また、地域の人との関わりについては、各年代ともに「隣近所との付き合いや助け合いは大切にしたい」の割合が5割を超え高くなっています。

「隣近所との付き合いや助け合いは大切にしたい」など、地域の人との関わりを深めたいと感じている人が各年代とも多い中、実際の近所付き合いでは、若年層においてやや希薄化している様子がうかがえます。

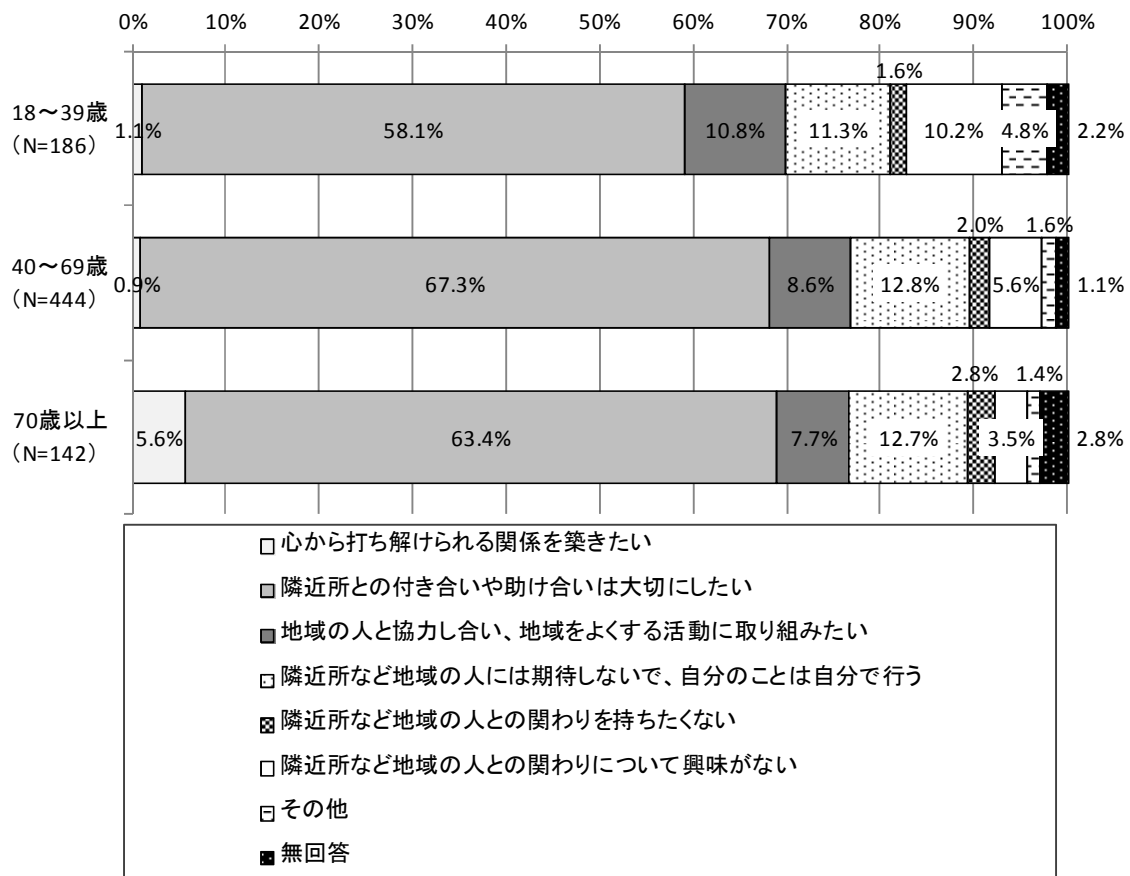
■居住年数



■近所付き合いの程度



■地域の人との関わり

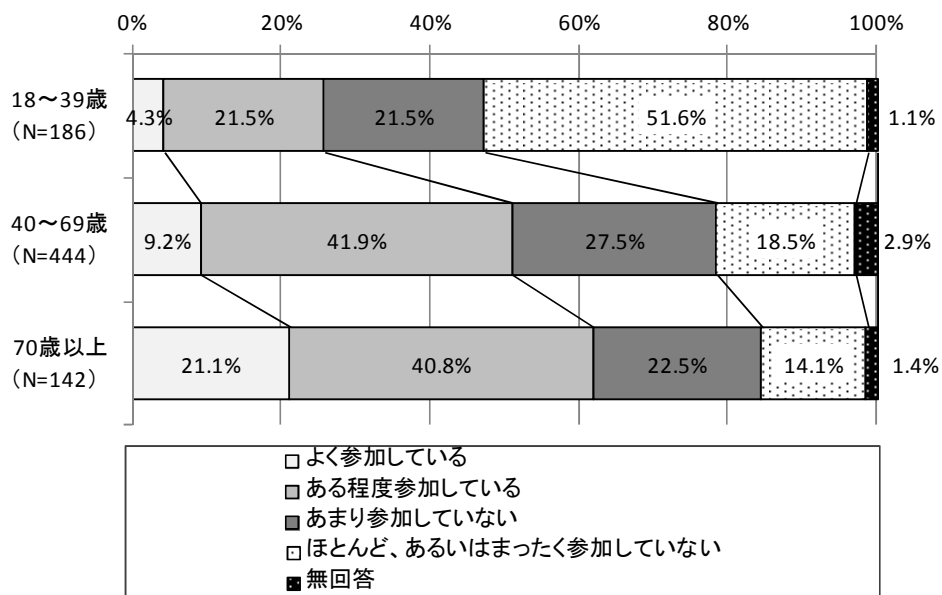


(3)行政区等の活動への参加について

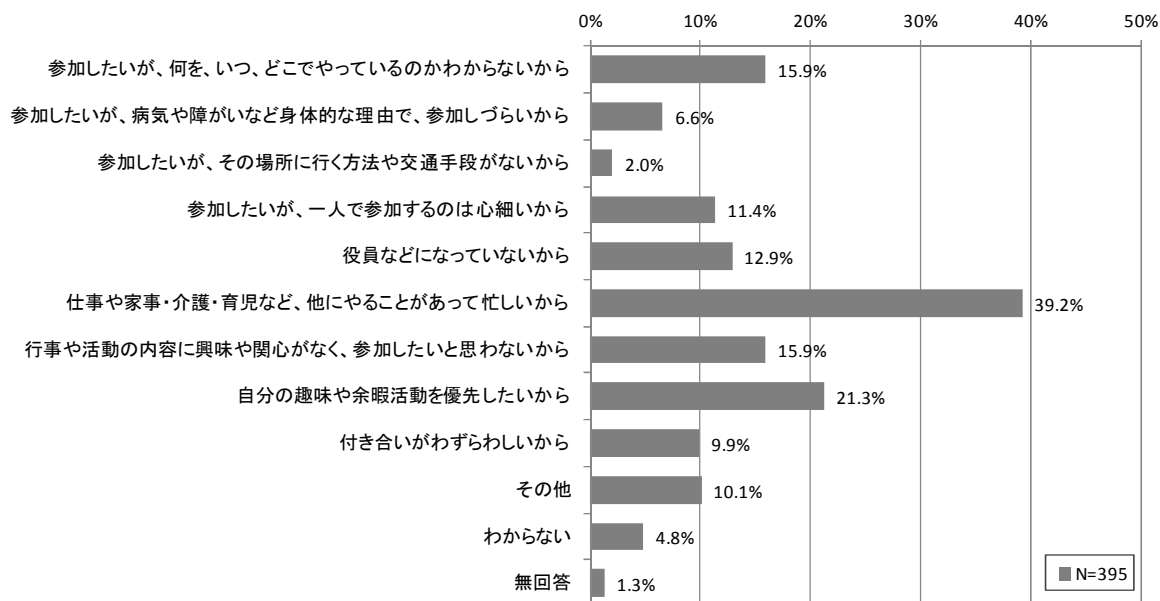
行政区等の活動への参加状況は、年代が上がるほど「よく参加している」「ある程度参加している」の割合が増し、18～39歳では3割弱で、70歳以上では6割を超えています。

また、活動に参加しない理由では、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることから忙しいから」の割合が39.2%と最も高く、次いで「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」が21.3%、「参加したいが、何を、いつ、どこでやっているのかわからないから」「行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから」がいずれも15.9%と続いています。

■行政区等の活動の参加状況



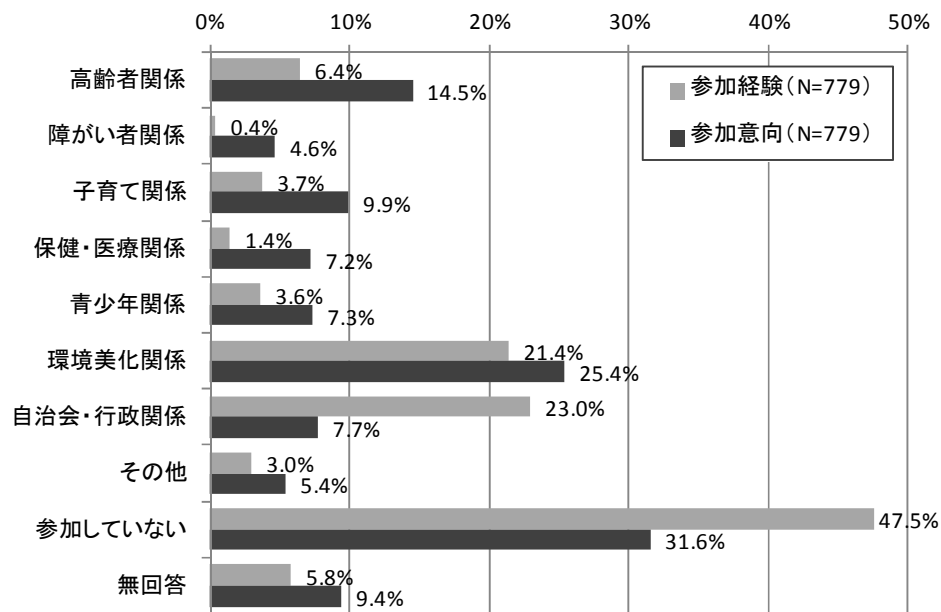
■行政区等の活動に参加していない理由



(4)地域活動の参加状況

地域活動への参加状況をみると、これまでの参加経験では、「自治会・行政関係」の割合が23.0%、「環境美化関係」が21.4%とこれらの活動に参加する割合が比較的高くなっています。今後の参加意向では、「自治会・行政関係」以外の分野で、参加意向の割合が参加経験を上回っており、特に「環境美化関係」や「高齢者関係」の参加意向の割合が高くなっています。

■地域活動への参加経験及び参加意向

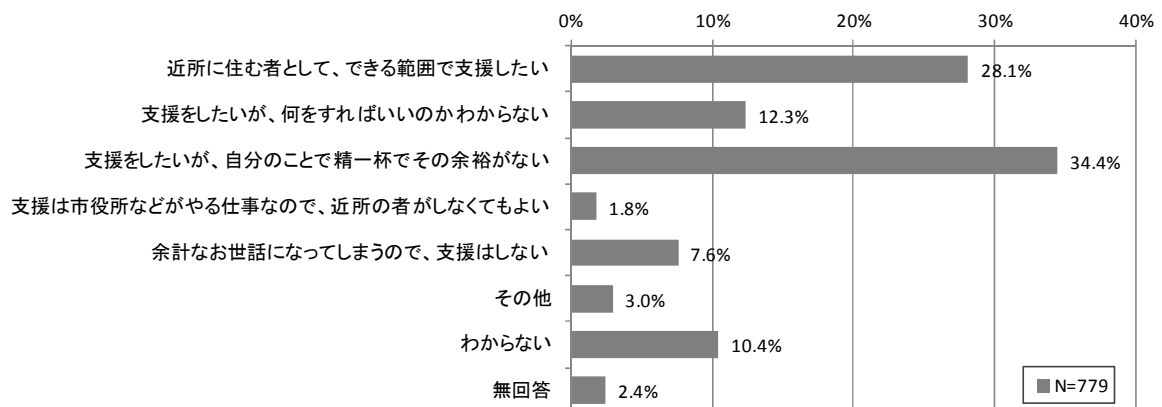


(5)地域における支え合い

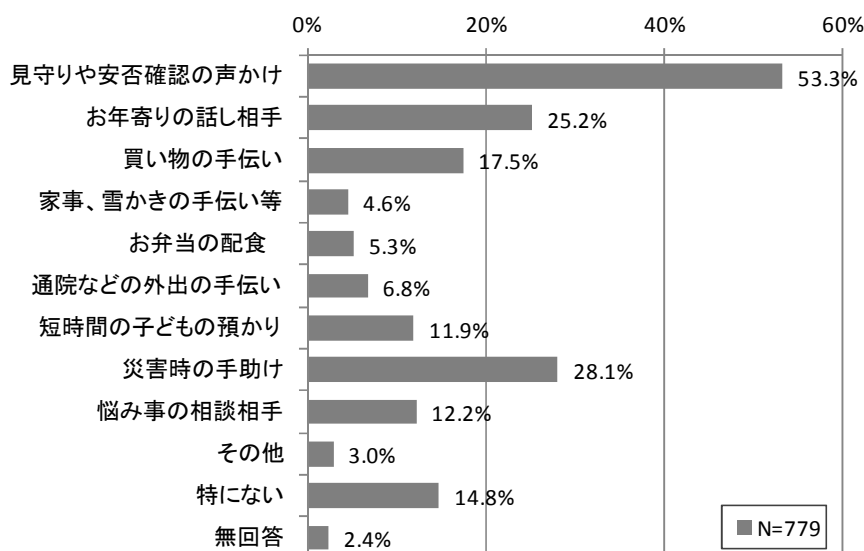
ひとり暮らしの高齢者や介護をしている家族、子育て家庭など、支援を必要としている方への支援としては、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」の割合が34.4%と最も高く、次いで「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が28.1%、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が12.3%と続いています。

また、支援の方法としては、「見守りや安否確認の声かけ」の割合が53.3%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が28.1%、「お年寄りの話し相手」が25.2%と続いています。

■支援を必要としている方への支援



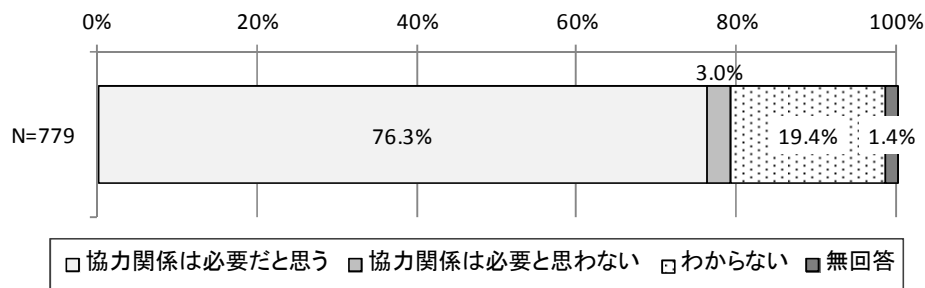
■手助けの方法



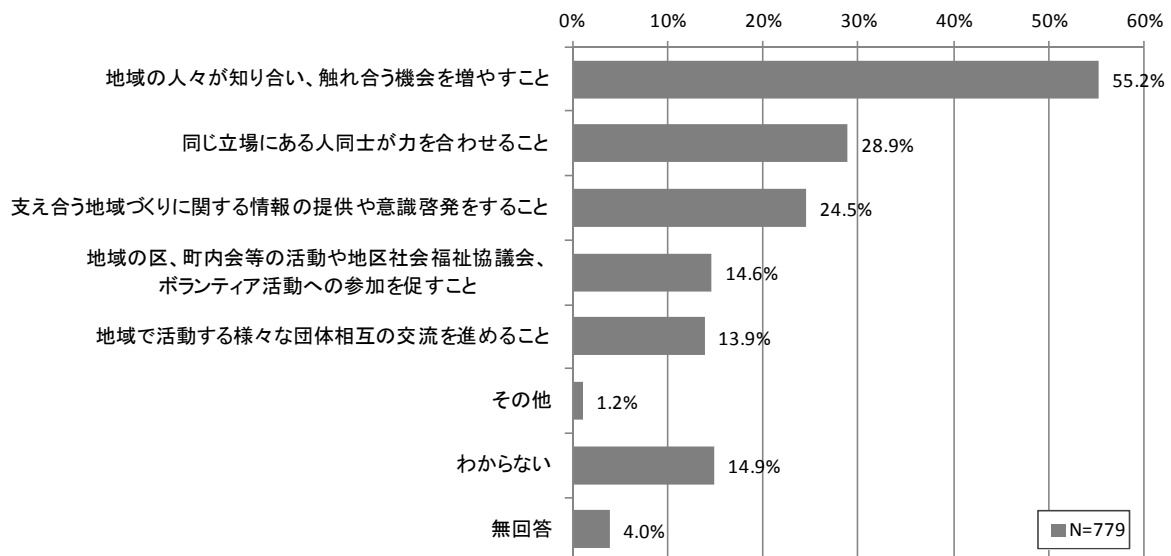
住民相互の自主的な協力関係の必要性については、「協力関係は必要であると思う」の割合が7割を超えているのに対し、「協力関係は必要と思わない」が数パーセントと、協力関係の必要性は高くなっています。

さらに、支え合う地域づくりを進めるために必要なことについては、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」の割合が55.2%と最も高く、次いで「同じ立場にある人同士が力を合わせること」が28.9%、「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が24.5%と続いています。

■自主的な協力関係の必要性



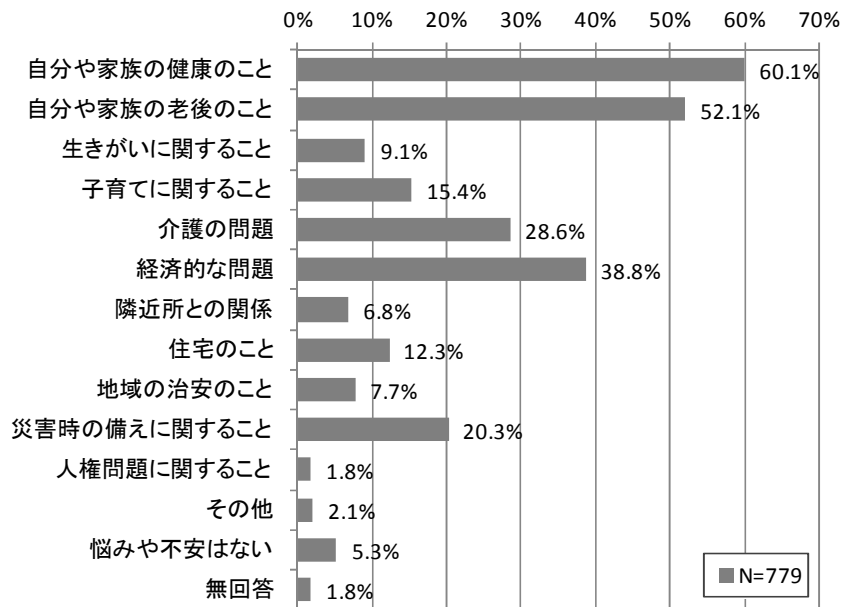
■支え合う地域づくりを進めるために必要なこと



(6)日常生活上の不安や悩みについて

日常生活上の不安や悩みについては、「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後のこと」の割合がいずれも5割を超え高くなっています。「介護の問題」「経済的な問題」「災害時の備えに関すること」の割合についても2割以上と比較的高くなっています。

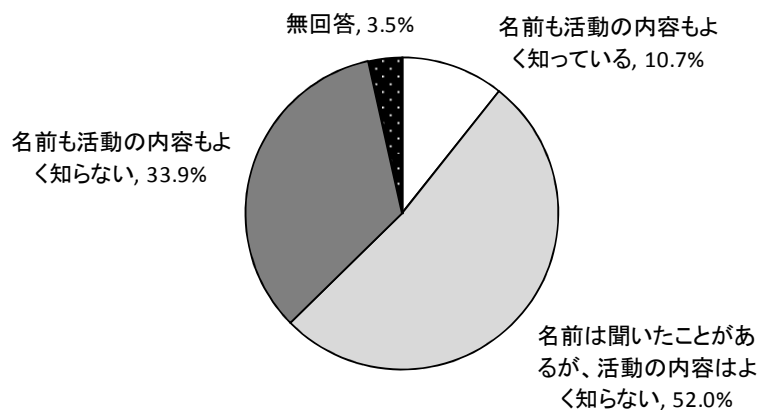
■日常生活上の不安や悩み



(7)社会福祉協議会

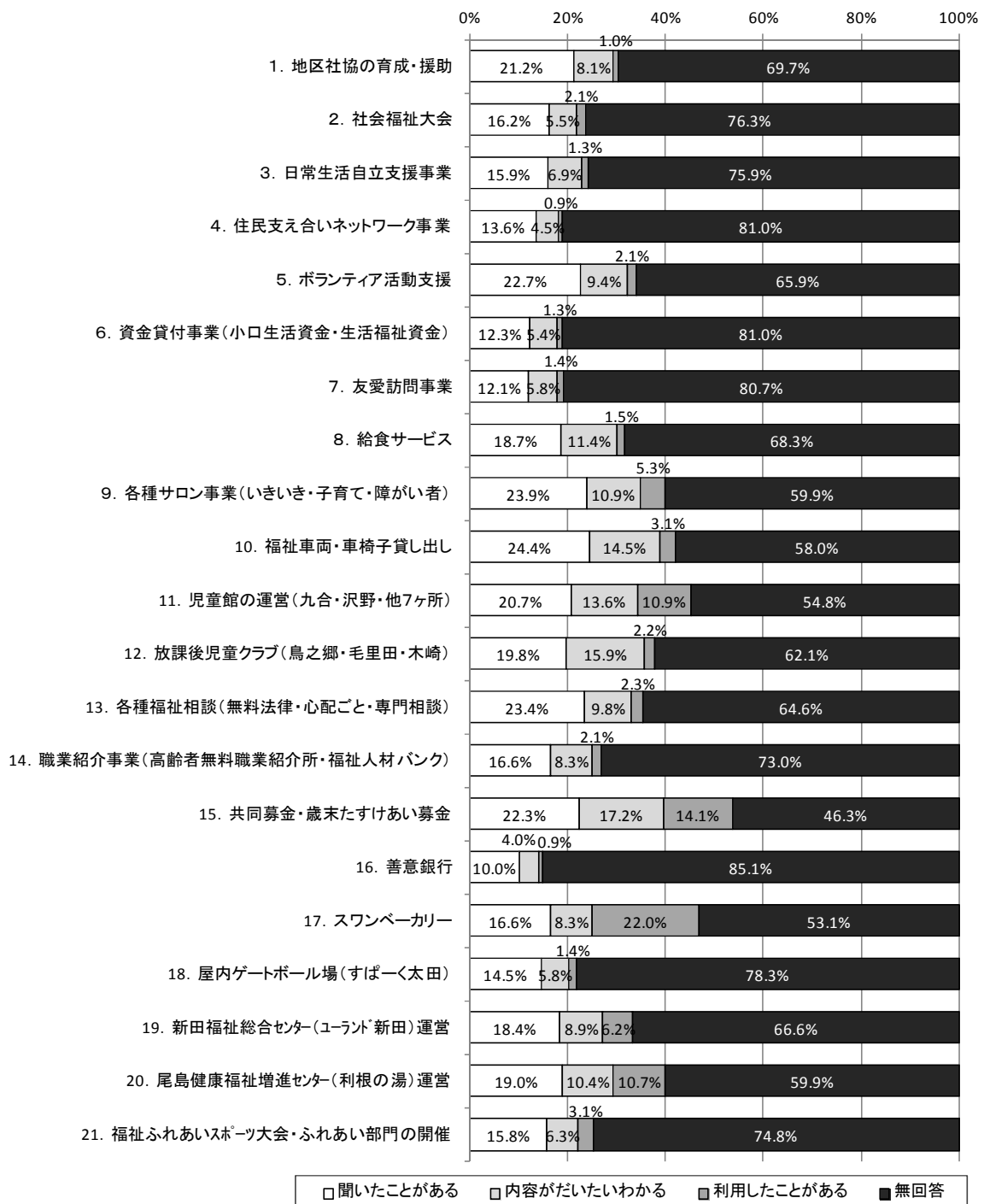
社会福祉協議会の認知度は、「名前も活動の内容もよく知っている」が10.7%、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が52.0%と、「名前も活動内容もよく知らない」の33.9%に比べ高くなっています。

■認知度



社会福祉協議会で実施している主な事業の認知度や利用度をみると、認知度については、「地区社協の育成・援助」「ボランティア活動支援」「各種サロン事業」「福祉車両・車椅子貸し出し」「児童館の運営」「共同募金・歳末たすけあい募金」についてはいずれも2割を超え比較的高くなっています。また、利用度については、「児童館の運営」「共同募金・歳末たすけあい募金」「スワンベーカーリー」「尾島健康福祉増進センター運営」がそれぞれ1割から2割程度と比較的高くなっています。

■事業の利用について

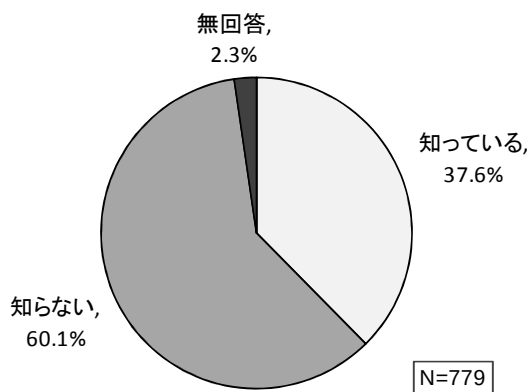


(8) 民生児童委員

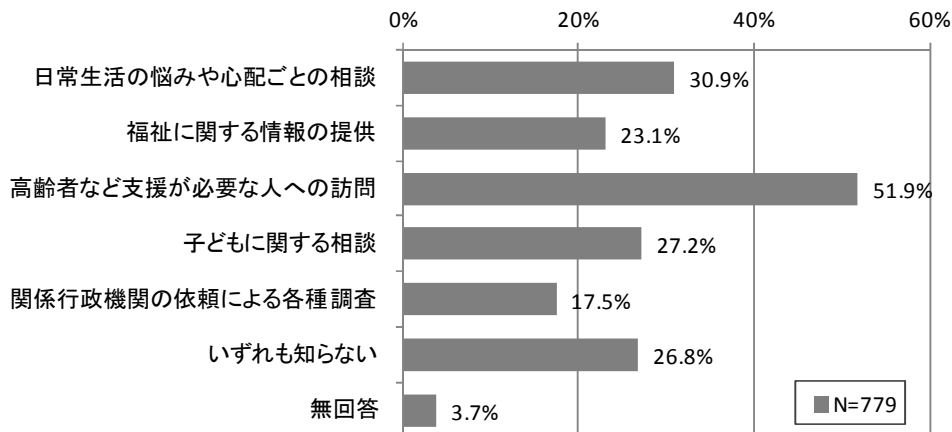
地区の民生児童委員の認知度は、「知っている」が37.6%に対し、「知らない」が60.1%と「知らない」割合が上回っています。

また、民生児童委員の活動内容の認知度では、「高齢者など支援が必要な人への訪問」の割合が5割を超え高く、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」「子どもに関する相談」の相談活動についても3割前後と比較的高くなっています。

■ 認知度



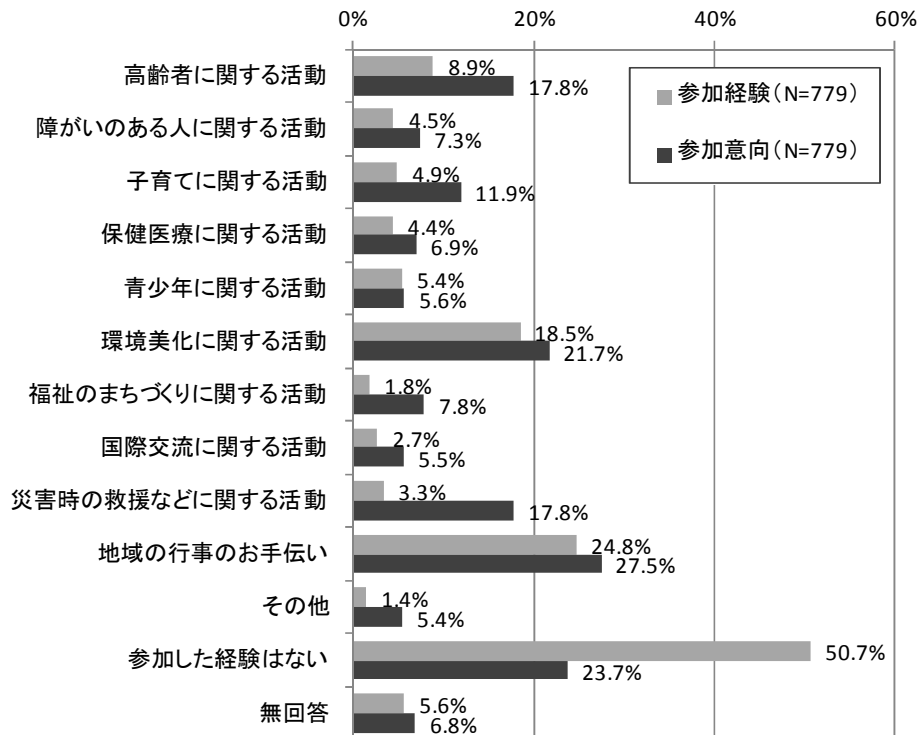
■ 活動内容の認知度



(9) ボランティアやNPO 活動への参加について

ボランティアやNPO 法人の活動への参加状況をみると、これまでの参加経験では、「環境美化に関する活動」「地域の行事のお手伝い」の割合がいずれも2割を超え高くなっています。今後の参加意向では、「高齢者に関する活動」「環境美化に関する活動」「災害時の救援などに関する活動」「地域の行事のお手伝い」の割合が2割前後と高くなっています。

■ボランティア、NPO法人活動の参加状況

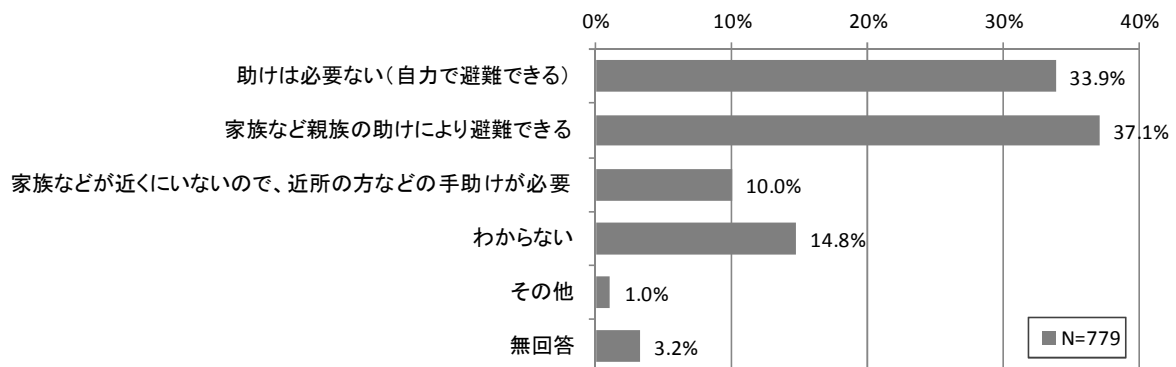


(10)災害時の対応

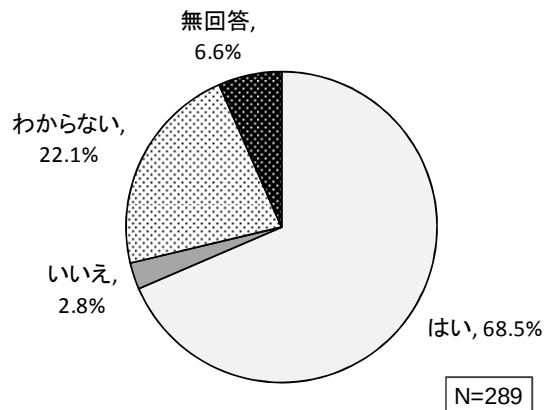
災害時の自力での避難の状況は、「助けは必要ない（自力で避難できる）」「家族など親族の助けにより避難できる」の合計割合が7割程度となっている中、「家族などが近くにいないので、近所の方などの手助けが必要」の割合も1割となっています。

また、避難できる人のうち、災害時に高齢者や障がいのある人、子どもなど支援が必要な人に対して手助けができるかについては、「はい」の割合が約7割と高い中、「わからない」と回答した方も約2割となっています。

■災害時の自力避難

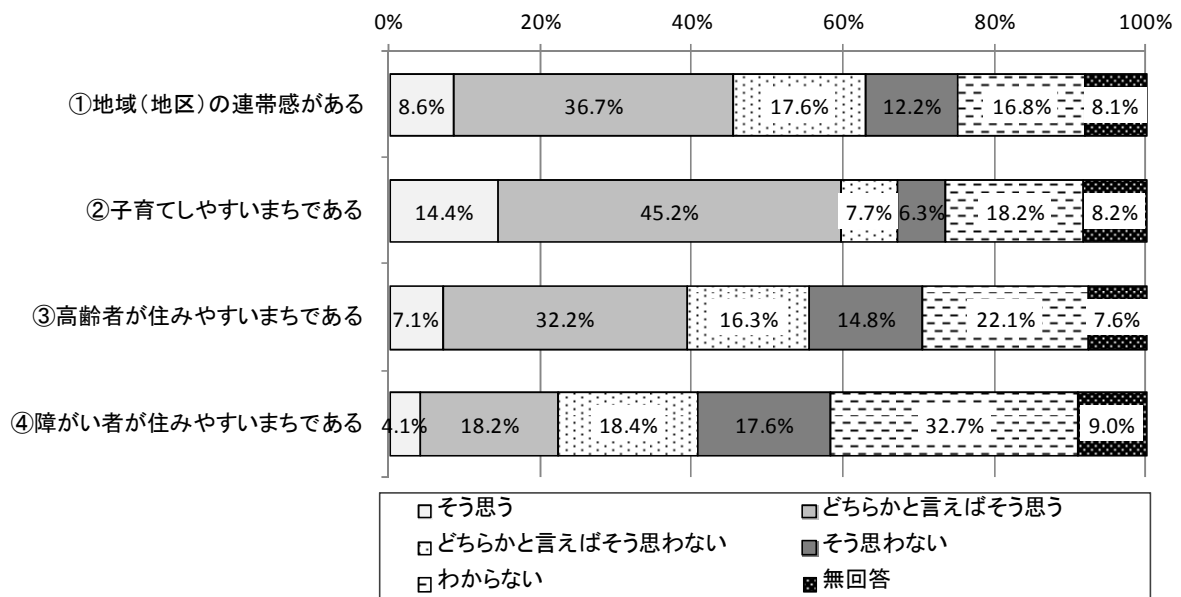


■災害時における支援ができるかについて



(11)住みやすいまちについて

住まいの地区について、それぞれの分野における住みやすさを訪ねたところ、「②子育てしやすいまち」では、「そう思う（「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の合計）の割合が約6割と、他の分野に比べ高くなっています。



(12)市民意識調査結果からみえる課題等

●助け合う気持ちを生かした取り組み

近所付き合いでは、「非常に親しい付き合い」から「あいさつする程度の付き合い」まで含めると、すべての年代において約9割と高くなっています。

また、地域との関わりでは、「付き合いや助け合いを大切にしたい」という意識は高く、今後は、あいさつ運動から一歩踏み出した地域間のつながりを強化し、具体的な助け合いによる地域福祉活動を活性化する必要があります。

●新たな担い手の創出と活動内容・体制の充実

行政区等の活動の参加では、働き盛りの年代の参加割合が低く、その理由としては、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」が多くを占めています。

しかしながら、行政区等以外の、地域活動やボランティア・NPO 活動などの今後の参加意向をみると、幅広い分野での割合が高くなっており、今後は、定年後の団塊の世代の社会参加の活性化はもちろんのこと、持続性のある地域福祉活動の発展のためには、働き盛り世代を取り入れた活動が求められています。

また、行政区等の身近な地域活動では、担い手不足や役員等の固定化を防ぐためにも、新たな担い手の発掘を行い、働き盛り世代が参加しやすい活動をすすめる必要があります。

●具体的な地域福祉活動の展開

地域における支え合いでは、「近所に住む者として、できる範囲の支援をしたい」の割合が高い一方で、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」という意見も多く寄せられています。

また、地域での自主的な協力関係の必要性については、「必要である」と考える市民の割合が多く、そのためには「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」等が求められています。今後は、住民同士がふれあいながら、地域に必要な支援策を住民自身が話し合い、考える機会の充実をすすめ、具体的な地域福祉活動を展開する必要があります。

●きめ細かな福祉施策の推進

地域に根差した活動を展開している社会福祉協議会の活動内容の認知度をみると、今回の調査では1割程度とやや低くなっています。

また、民生児童委員の認知度についても、3割強と同様の傾向となっています。

他方、市民が抱える日常生活上の不安や悩みは、健康のことから老後のこと、経済的な問題、災害時の備えなど多岐にわたっており、市民一人ひとりの生活課題や問題を解決するための、きめ細かな相談体制や支援体制の充実が求められています。

今後も、社会福祉協議会や民生児童委員、地域に展開している相談員などの認知度を上げ、不安や悩みなどを抱えたときに、いつでも相談でき、ひとりで悩み続けることがないような、きめ細かな福祉施策を推進する必要があります。

●災害など緊急時の備え

災害など緊急時の避難について、「家族などが近くにいないので、近所の方などの支援が必要」である市民の割合は1割となっています。

災害など緊急時には、被害の状況に応じて救出などの迅速な対応が必要となり、隣近所などによる地域の初動体制の確立が必要です。

このため、隣近所など身近な地域の中で、平常時からの要支援者・要援護者の把握が求められており、いざという時には支援が必要な人の顔が思い出せる地域づくりが必要です。また、地域の防災訓練などを実施し、備えることも必要です。



6 太田市社会福祉協議会

(1) 太田市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されています。

太田市社会福祉協議会は、本所及び西部支所の 2 箇所を拠点とし、太田市行政をはじめ関係機関、団体、施設、そして多数の市民の方々の支援・協力を得ながら運営し地域福祉の推進を行っています。

(2) 太田市社会福祉協議会の組織

社会福祉の活動を一部の専門家や関係行政機関、社会福祉関係者による活動のみにとどめることなく福祉問題を抱えている人たちを中心にし、地域福祉の主体である市民がその福祉問題を自ら解決し、活動を展開できるよう組織面においても市民の意思が反映される仕組みになっています。

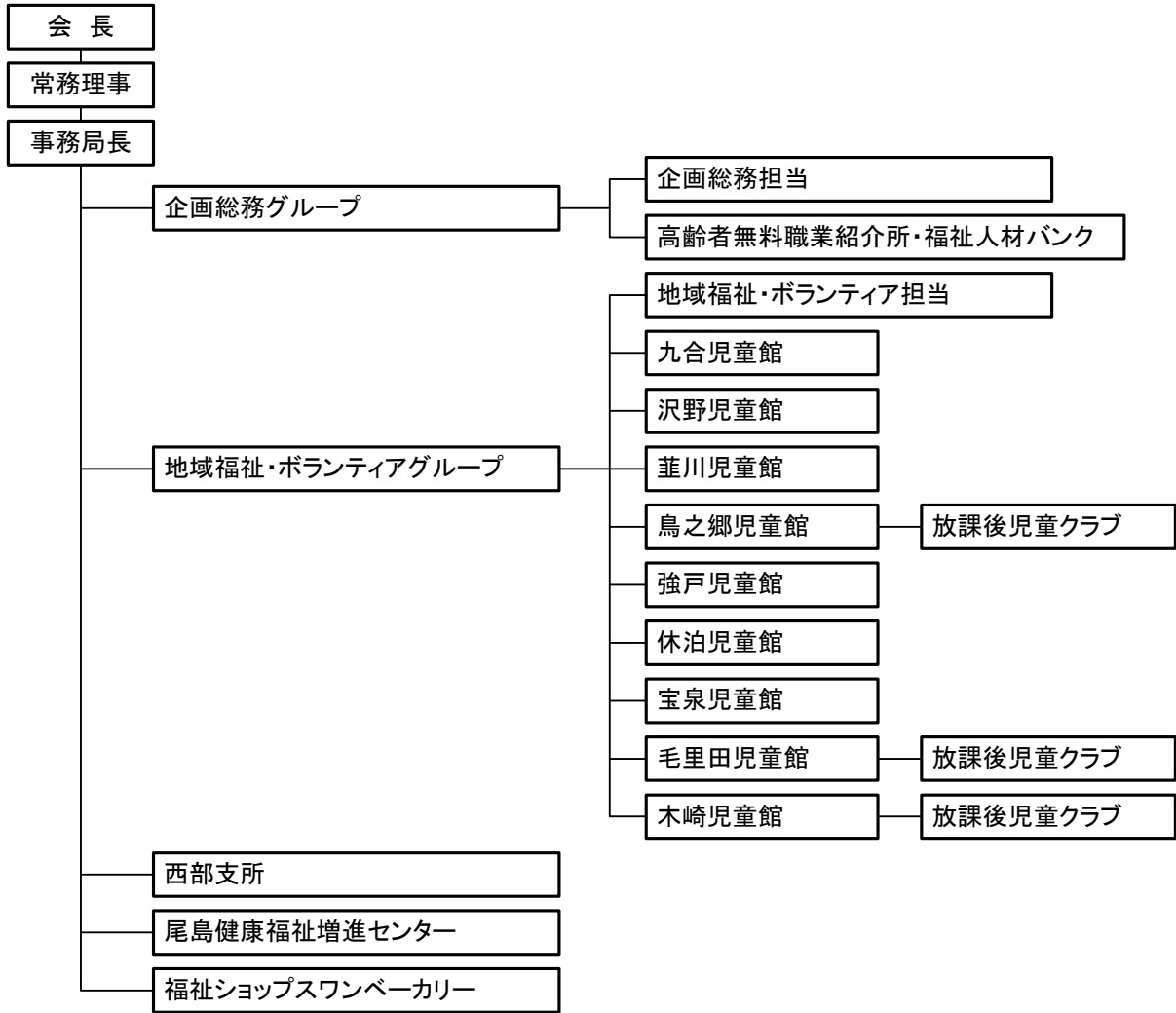
役員は、市議会議員、区長、民生児童委員、ボランティア、老人クラブ、障がい者団体、社会福祉施設、奉仕団体など地域の代表者や行政関係者、学識経験者などによって組織され、皆さんの声が反映されるようになっています。

(3) 太田市社会福祉協議会の主な事業

- ・ 地区社協活動の支援
- ・ 福祉ふれあいスポーツ大会ふれあい部門の開催
- ・ 社会福祉大会の共催
- ・ 日常生活自立支援事業の受託
- ・ 住民支え合いネットワーク事業の実施
- ・ ボランティアセンターの運営
- ・ 小口生活資金、生活福祉資金貸付事業の実施
- ・ 高齢者地域福祉自立支援事業の受託運営
- ・ 友愛訪問事業（ひとり暮らし高齢者）の実施
- ・ 介護用紙おむつ給付事業の受託運営
- ・ 在宅ねたきり老人等出張理容サービス事業の受託運営
- ・ ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業の実施
- ・ 高齢者、障がい者、こどもサロン事業の推進
- ・ 福祉機器、福祉自動車貸出事業の実施
- ・ コミュニケーション支援事業の受託運営
- ・ 民生児童委員協議会活動への協力
- ・ 心配ごと相談、専門相談、無料法律相談事業の実施

- ・ 高齢者無料職業紹介所の運営
- ・ 福祉人材バンクの受託運営
- ・ 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動の実施
- ・ 善意銀行の運営
- ・ 緊急援護物資の支給
- ・ 福祉ショップスワンペーカリーの経営
- ・ 収益事業（血液センターの貸出、自動販売機の設置）の実施
- ・ 屋内ゲートボール場「すぱーく太田」の管理運営
- ・ 尾島健康福祉増進センター、新田福祉総合センター、9児童館、3放課後児童クラブの管理運営

事務局組織図



平成 24 年 4 月 1 日現在

7 関係団体等の状況

(1) 民生児童委員の活動

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けたボランティアです。社会福祉の増進のために、常に市民の立場に立って、援助を必要とする方々に対し、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

また、民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねており、地域の子どもや妊産婦等の福祉等の向上のため必要な相談・援助を行っています。

民生委員には、一定の区域を担当する民生児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

●区域担当民生児童委員の活動

- ・住民の生活状態を把握
- ・援助を必要とする方に対する相談、助言
- ・福祉サービスを利用する方への支援
- ・社会福祉を目的とする事業を経営する者や福祉活動を行う者との連携とその活動の支援
- ・生活福祉資金の貸付制度に対する協力
- ・児童の健全育成のための地域活動
- ・児童虐待への取り組み
- ・関係機関への意見具申
- ・保護の必要な児童等を発見した場合の連絡通報

民生児童委員数	
区域担当	344
主任児童委員	25
合計	369
地区民生児童委員協議会数	12

●各種委員会・会議等

- ・自立支援研究委員会
- ・地域福祉研究委員会
- ・子ども福祉研究委員会
- ・主任児童委員連絡会議

(2)自治組織(区長会)

本市の区長会は地域で互いに支え合い、明るく住みやすい暮らしができるための役割を担っており、地域福祉の基盤にもなっています。地区内住民と市とのパイプ役を務めるとともに、地区内の自主防災をはじめ幅広く地域活動に携わっています。

16地区に199行政区があり、199人の区長及び278人の区長代理で区の活動に携わっています。

(3)児童館・放課後児童クラブ

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした「児童館」を各地区に設置し、地域の児童健全育成の拠点として重要な役割を担っています。

小学校に在籍する児童について、保護者が仕事等により昼間家庭に居ない場合に、授業終了後、児童を預かり適切な遊びや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図るとともにその保護者を支援することを目的とした「放課後児童クラブ」を学校区ごとに設置しています。

放課後児童クラブ数	50
児童館数	15
こども館数	1

平成24年4月1日現在

(4)老人クラブ

本市の老人クラブは太田市老人クラブ連合会のもと13支部、140クラブ、9,204人（平成24年4月1日現在）の会員を有しています。

老人クラブでは仲間作りを通して、生きがいと健康づくりのため、グランドゴルフ・ゲートボールなどのスポーツや様々な文化活動を行い、潤いのある生活を目指し活動を行っています。

(5)NPO法人

NPO法人は民間の非営利組織で、様々な社会貢献活動を自発的に行う組織です。特定非営利活動促進法で定める分野に限り法人設立が認められています。

保健・医療・福祉や文化・芸術・スポーツなどの分野で、市内に79団体（平成25年2月現在）が活動しており、そのうち福祉に関連する分野は特に多く、約40団体が活動に携わっています。

(6) ボランティア

太田市のボランティア活動は、福祉活動や社会貢献等への関心が高く、地域福祉の向上の原動力となっております。太田市、太田市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを開設し、ボランティアの総合的な窓口として、相談、登録、地域ニーズの把握・斡旋、情報提供、育成支援などを実施しています。

○尾島ボランティア活動支援センター個人及び団体登録数、構成員延べ人数

個人登録数	15 人
団体登録数	64 団体
構成員延べ人数	1,334 人

○太田市社会福祉協議会ボランティアセンター個人及び団体登録数、構成員延べ人数

個人登録数	43 人
団体登録数	108 団体
構成員延べ人数	2,231 人

平成 24 年 12 月 31 日現在

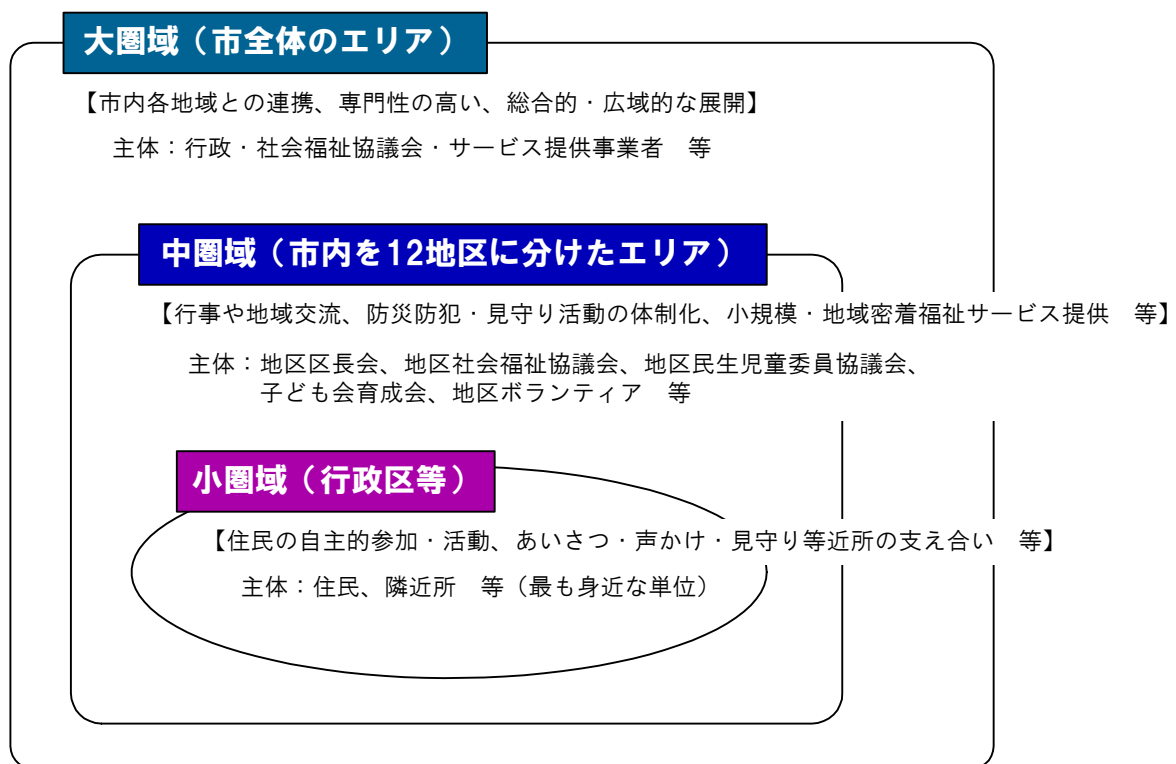


第3章 計画の基本的な考え方

1 圏域の考え方

地域福祉を推進するためには、様々な活動圏域が地域に存在する中で、市を全体とした行政の保健福祉サービスの提供体制から最も身近な行政区や小学校区等の活動等、市民にとっては「より身近な地域で利用したい、活動したい」という要望に応えていく考え方で、市全体の大きな圏域から、隣近所といった小さな圏域まで、それぞれの圏域に応じた推進体制を整備し、効果的な地域福祉活動を展開することが必要です。

このため、この計画を推進するにあたっては、3つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能や役割、体制等を整備していくこととします。



中圏域の位置づけ

12 地区

太田地区、九合地区、沢野地区、葑川地区、鳥之郷地区、強戸地区、休泊地区、宝泉地区、毛里田地区、尾島地区、新田地区、藪塚地区

2 地域福祉推進上の課題

(1) 今後求められる地域福祉のあり方

平成22年10月1日現在の国勢調査によると、全国の人口は1億2805万7352人と平成17年から0.2%の増加となっており、調査開始以来最低の人口増加率となっています。65歳以上人口は総人口の23.0%と高齢化率は増加し続け、一方では15歳未満の人口が13.2%と調査開始以来最低になるなど、少子化・高齢化の歯止めがかからない状況となっています。本市においても、年少人口が15%程度を推移する中、高齢化率は増加し、平成24年4月1日現在では20.8%と、少子化・高齢化が進行しています。

このような中、国においては、子ども・子育て、就労、医療・介護などの社会保障制度について、少子高齢化や人口の減少に対応した持続可能性の高い制度となるよう、「世代間の公平」と「共助」を柱とした制度改革の議論が進められています。この中で、現在の社会保障制度は、以下のような考え方の組み合わせにより形成されており、他方、非正規雇用の増加等の雇用基盤の変化、単身世帯の増加等の家族形態の変化、地域における高齢化等の地域基盤の変化、少子高齢化と経済成長の鈍化の状況に対応するため、「安心」「共助」「公平性」の三位一体の考え方による制度改革が重要であるとしています。

●現在の社会保障制度の骨格

- ①自ら働き、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本とすること。
- ②生活や健康リスクを、国民間で分散する「共助」が補完すること。
- ③「自助」や「共助」では対応できない困窮に直面している国民に対しては、一定の受給要件の下で、公的扶助や社会福祉などを「公助」として行う。

●「安心」「共助」「公平性」の三位一体の考え方

- ・多様な世帯・多様な人生に対応できる社会、一人ひとりが能力を発揮し「居場所」と「出番」を確保し得るような社会
- ・新しい形の地域の支え合いやコミュニティの再生への寄与
- ・世代間の公平性の確保、貧困・格差問題の解消を通じた社会的連帯の保持、共助の仕組みを基本とする国民相互で責任と負担を分かち合う仕組み

社会保障制度改革の方向性と具体策について（平成23年5月厚生労働省）

本市においても、少子高齢化や核家族化が進み、地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が懸念されるため、地域に根ざした福祉社会の実現を目指す取り組みを強化・充実する必要があります。

このため、公的福祉サービスの充実とともに、市民が主体的に参加する地域福祉活動の

より一層の活性化が課題となり、国のこれからの社会保障制度の動向、少子高齢化などの状況を視野に入れるとともに、多様化する市民のニーズを把握し、市における各施策を推進し、地域の福祉力の向上に向けた取組みを強化する必要があります。

(2)子ども・子育て支援

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、家庭や地域の子育て力の低下に対応するため、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することが必要になっています。

本市では、平成22年4月に「太田市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定し、子育て支援センターをはじめ、地域における子育て支援関係機関や団体と連携してネットワークを構築し、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを推進しています。また、独自施策である第3子以降子育て支援事業を展開したり、保育園・放課後児童クラブ・児童館の整備に力を入れるなど、子育てしやすいまちづくりに取り組んでいるほか、子育て家庭への訪問等による養育環境の把握や相談、子育てサロンをはじめとする子育て関連の情報を交換する交流の場づくり等、地域における子育て支援を推進しています。さらに、子どもの安全を確保するために、自治体や学区を中心とした地域ボランティア、市民などによる自主的な防犯活動が展開されています。

現在、国においては、子育てをめぐる課題の解決に向けて、子ども・子育て支援新制度を平成27年度に本格的なスタートを目指しています。その課題の解決策として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど地域の子育ての充実、待機児童の解消のため保育の受入人員を増やすことなどに取り組むための基本指針の作成に向け、検討が行なわれています。

本市においても、国の新制度に対応するため、次世代育成支援行動計画に替わる「子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要があります。このような中、すべての家庭に対して子どもの成長過程に応じた子育て支援の充実が求められており、次代を担う子どもの健やかな育成を通じた地域コミュニティの構築を強化することも必要です。

●子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度で、認定こども園の拡充を柱としており、国では、平成27年度に本格的なスタートを目指しています。

(3)障がい者の自立と社会参加の支援

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別にかかわらずサービスが利用できるよう障がい福祉サービスを一元化し、地域の中での自立と社会参加を促進するため、総合的な自立支援システムの構築が図られています。

国は、障がい者制度改革推進本部等において障害者自立支援法の改正について様々な検討を行い、平成24年3月には、厚生労働省障害保健福祉部から「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要」が示され、平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）とする関係法律が施行（一部は平成26年4月から施行）されました。

本市では、平成24年3月に、障害者基本法に基づく「第3次太田市障がい者福祉計画」及び障害者自立支援法に基づく「第3期太田市障がい福祉計画」を策定し、「※1 ノーマライゼーション」と「※2 リハビリテーション」の理念のもと、障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていけるよう、総合的な障がい者施策を推進しています。

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で共に安心して暮らせる社会を築くためには、市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人について正しく理解するとともに、障がいのある人が自立した地域生活を送ることができるまちづくりを地域一体となって推進することが必要です。

※1 ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方のことです。

※2 リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための機能障がいの改善だけでなく、身体的、心理的、社会的、職業的、経済的な回復など、障がい者の生涯全般において、障がいを持った人が人間らしく生きる権利を回復すること（全人間的復権）を意味します。

(4) 高齢者の心身の健康の維持増進及び自立と社会参加の支援

高齢者数の増加とともに核家族化が進行しており、高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、地域において支援が必要な高齢者や高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」の世帯も増加しています。

こうした中、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護予防の推進や介護保険サービスの基盤充実とともに、高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯の実態を踏まえた見守り体制や、家族介護者支援の充実等、介護を必要としている高齢者のみならず、介護保険給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉事業全般にわたる供給体制の確保が重要となっています。

このような状況に対応していくため、国では、平成 17 年に予防重視型システムへの転換を図り、地域ケア体制を構築するために介護保険制度全般にわたる制度見直しを行い、さらに、平成 21 年から平成 23 年にかけて介護保険法の一部改正を行い、平成 24 年の改正においては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現に向けた取組みを継続して推進していくことが必要であるとしています。

本市では、平成 24 年 3 月に「第5期太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で、家族と共に尊厳をもって安心して暮らせるよう、総合的な高齢者福祉施策を推進しています。この中で、多様化する高齢者のニーズに対応し、社会全体で高齢者を支えていくためには、高齢者自身も含めた市民の参加、協力は不可欠であり、きめ細かく柔軟な対応ができるボランティアやNPO（特定非営利活動法人）によるサービス提供は、今後ますます重要になるものと位置づけています。また、市民の意向を的確に把握するとともに福祉への参画を促し、市民・企業・行政が協働して、地域にふさわしい福祉社会を創造していくことが求められています。

(5) 助け合い、支え合うことの必要性

東日本大震災の発生から2年以上が経過し、家族や地域の絆、共に助け合い・支え合い、励まし合うことの大切さが再認識されています。

また、本格的な少子化・高齢化社会を迎える中、市民一人ひとりの願いでもある、「歳を重ねても、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく安心して生活できる地域社会を実現すること」がますます求められており、このような地域社会を実現するためには、平常時からの地域での助け合い・支え合いの仕組みをつくるなど、地域と行政等が一丸となった支援体制の構築が必要になっています。

3 基本理念

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、ともに連携し、様々な地域の課題に対処するために、地域住民や様々な地域活動団体・関係機関、行政等が「協働」でつくる、福祉のまちづくりを進めていくための計画です。

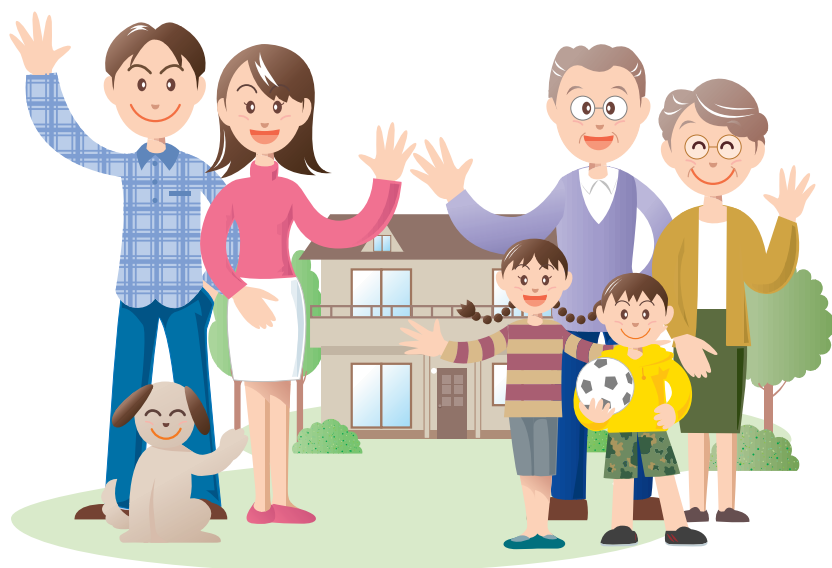
このため、あらゆる市民や地域活動団体・関係機関が主体的に地域福祉活動を行える社会の実現を目指し、市民の誰もが住み慣れた地域で、支え合い・助け合いながら、いつまでも安心して自立した生活を送り続けられるように、それぞれの前計画の基本理念を踏襲し、福祉のまちづくりを進めます。

●地域福祉計画

ささえ愛のまちづくり おおた
ともに支え合う福祉社会をめざして

●地域福祉活動計画

みんなで創ろう 笑顔で暮らせるまち おおた



4 基本目標

●地域福祉計画

1 安心して利用できる福祉サービスと情報があるまちを目指す

近年、市民の福祉へのニーズは増加し、それらは保健・医療・福祉等の各分野にまたがるなど多様化しているため、個々の状況や課題に応じた適切な福祉サービスが選択でき、生涯を通じて切れ目なく支援を受けられることが必要です。

このため、市では福祉サービスのきめ細かな提供基盤を充実し、保健・医療・福祉等の関係機関・団体、地域の連携をもとに相談体制や情報提供を強化し、市民の誰もが安心を感じながら自立した日常生活が営めるための取り組みを推進します。

各論



基本目標1 福祉サービスの適切な利用の促進

基本目標2 社会福祉事業の健全な発達

2 地域力を高め、みんなで行動できるまちを目指す

市民が抱える生活課題は多様化しており、必ずしも画一的な福祉サービスにより充足されるものではありません。これらを解決するためには、公的なサービスや民間によるサービス、さらには市民一人ひとりと地域の協力を組み合わせた支援体制を確立することが必要です。

また、地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域の課題やニーズに目を向け、地域福祉に対する理解と関心を高め、解決に向けた担い手として積極的に行動することが必要です。

このため、市民一人ひとりや地域、関係機関・団体、行政等が共に役割と責任を分担し、協力・連携を通じて市民一人ひとりが地域福祉活動を担う一員としての自覚をもつことのできるまちづくりを推進します。

各論



基本目標3 地域福祉活動への市民参加の促進

3 安全で安心な生活を支えるまちづくりを目指す

市民が住み慣れたまちで安心して暮らすためには、保健・医療・福祉の連携した支援はもとより、住宅や交通、環境、防災・防犯などの総合的な生活支援体制が必要です。

このため、安全で安心して暮らし続けるために、防災や防犯、交通安全などの意識を高め、市民の誰もが住みやすい地域をつくるための取組みを推進します。

各論



基本目標4 安全で安心なまちづくりの推進

■地域福祉計画 施策体系図

基本理念

ささえ愛のまちづくり おおた ともに支え合う福祉社会をめざして

基本目標



施策の方向

1

安心して利用できる福祉サービスと
情報があるまちを目指す

1 福祉サービスの適切な利用の促進

- (1) 地域福祉の環境整備
- (2) 地域での自立に向けて

2

地域力を高め、みんなで行動できる
まちを目指す

2 社会福祉事業の健全な発達

- (1) 地域での福祉サービス事業の育成
- (2) 福祉サービス提供者への支援体制

3

安全で安心な生活を支えるまちづく
りを目指す

3 地域福祉活動への市民参加の促進

- (1) 民生児童委員の活動支援
- (2) 社会福祉協議会の活動支援
- (3) ボランティア・NPO法人等の市民活動支援

4 安全で安心なまちづくりの推進

- (1) 災害時要援護者の支援方策
- (2) 見守り活動の推進
- (3) 市民一人ひとりの人権の尊重

●地域福祉活動計画

基本目標1 気軽に相談できる仕組みをつくろう

地域では、核家族化の進行や個人のライフスタイルの多様化、価値観の変化により、常日頃からの地域での関わりが薄れ、生活上の課題や自分自身や家族間では解決できない複雑な生活問題を抱えながらも、誰に頼ったらよいか、どこに相談したらよいかなどわからず、その状況が深刻化する場合も少なくありません。

社会福祉協議会では、気軽に訪れ相談することができる窓口を広げ、市民一人ひとりの困りごとの解決に向けた相談体制の充実を図ります。

基本目標2 わかりやすい福祉情報を提供しよう

わかりやすい福祉情報を提供するためには、まず市民が必要としている情報が何であるかを、情報を発信する側が把握することが必要です。また、市民は、その福祉情報を積極的に入手し、活用する力を身につけ、地域に広めることも必要です。

社会福祉協議会では、情報を必要としている人のニーズに合ったわかりやすい最新の情報提供を積極的に推進し、必要なときに福祉の情報を容易に得られる環境を充実します。

基本目標3 福祉人材の発掘・育成をしよう

地域には様々な人が生活しており、個々の抱える生活課題や問題は増大・多様化しています。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる社会を実現するためには、多くの福祉活動主体が必要であり、市民、社会福祉協議会や関係機関・団体、行政等の協働により、市全体で「福祉のまちづくり」を推進する必要があります。このため、現在の福祉活動組織・団体に加え、その活動規模の拡大とともに新たな福祉人材の発掘・育成が求められています。

社会福祉協議会では、地域特有のニーズを捉え、地域の多様な人材や社会資源を活用した創意工夫のある施策を推進し、地域の福祉力を育てるための取り組みを推進します。

基本目標4 安心して必要な福祉サービスが受けられる仕組みをつくろう

社会福祉協議会では、地域住民の個々のニーズに応じた生活支援の強化・充実を目指すとともに、地域の福祉課題の解決を図るために具体的な事業の展開を図っています。今後も、市民が必要なときに安心して利用でき、その人の状況に応じた福祉サービスの充実を図り、すべての市民の自立を支援する取り組みや体制を強化します。また、近年の複雑化した福祉問題に対応するために、地域や関係機関・団体、行政等との連携を図り、新たなインフォーマルサービスの創出を検討するなど、誰もが安心してサービスが利用できる体制づくりに取り組みます。

基本目標5 地域における福祉力を高めよう

地域社会における人と人とのつながりが希薄化しつつある中で、様々な状況にあるすべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために重要なことは、住民同士が日頃からふれあい、お互いを理解し合い、支え合い・助け合う関係を持ち続けることです。

また、こうした地域生活の中から生まれる市民一人ひとりの「福祉力」を生かし、地域の絆づくりやボランティア活動などの地域福祉活動に発展させることも必要です。

社会福祉協議会では、子どもからお年寄りまでのすべての市民が身近な地域で気軽に交流が行える場を充実させるとともに、市民一人ひとりの福祉力の向上を目指し、自主的な福祉活動を促すためにボランティアセンターの機能等、活動拠点の強化を図ります。

基本目標6 地域福祉を推進するための基盤強化

今後も増大・多様化が予想される生活課題を解決するための地域福祉を、効果的かつ効率的に推進するためには、中核的な役割を果たす社会福祉協議会の組織運営の強化や各部門における充実した事業展開を図ることが必要です。

このため、地域福祉活動への市民の理解と参加を一層促進するとともに、自主財源の確保や職員等の人材育成等の基盤を整備し、地域や関係機関・団体、行政等との連携を強化した幅の広い地域福祉活動を展開します。

■地域福祉活動計画 施策体系図

基本理念

みんなで創ろう 笑顔で暮らせるまち おおた

基本目標

1 気軽に相談できる仕組みをつくろう

活動の方向

- (1)相談体制の整備・充実
- (2)苦情解決体制の充実

2 わかりやすい福祉情報を提供しよう

活動の方向

- (1)福祉啓発事業の推進
- (2)情報提供の充実

3 福祉人材の発掘・育成をしよう

活動の方向

- (1)地域福祉づくりの担い手の発掘・育成

4 安心して必要な福祉サービスが受けられる仕組みをつくろう

活動の方向

- (1)日常生活支援の推進
- (2)関係機関・団体との連携強化

5 地域における福祉力を高めよう

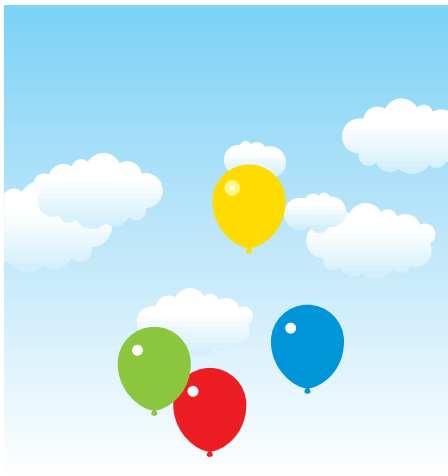
活動の方向

- (1)地域交流の促進
- (2)地域支えあい活動の推進
- (3)ボランティア活動の充実

6 地域福祉を推進するための基盤強化

活動の方向

- (1)社会福祉協議会の活動強化



各 論 I

地域福祉計画

Ota City

第1章 施策の展開

基本目標1 福祉サービスの適切な利用の推進

(1) 地域福祉の環境整備

① 多様な情報提供

現状と課題

法改正等による福祉制度の変更やサービス提供主体が多様化する中、利用者が自分に合った福祉サービスを選択し利用するためには、サービスの利用に関することや事業者のサービス内容等の情報が適切に提供されるように、情報提供の充実に努めることが必要です。

今後の方向性

支援を必要としている人が、制度の内容や利用の方法、サービス提供事業者の情報等を必要なときに入手しやすいよう、広報紙やホームページ、パンフレットなどの様々な媒体を通じての効果的な情報提供を充実し、福祉サービスが適切に提供されるよう支援します。

また、関係機関や団体等との情報を共有し、利用する側に立った効果的な情報提供を充実します。

推進施策

- ・「広報おおた」による定期的・計画的な掲載
- ・市ホームページの充実
- ・「くらしの便利帳」などの利用促進
- ・互いの顔が見える情報提供である回覧板等の利用促進
- ・ひとり暮らし高齢者への広報配達の推進
- ・視覚障がい者用「広報おおた」録音テープの充実

②相談体制の充実

現状と課題

長引く経済不況などの社会変容や核家族化の進行、ひとり暮らし高齢者の増加といった家族形態が変化している中で、地域において支援を必要としている人の生活課題はより複雑化し、深刻化することも多くなっています。また、地域住民の中には深刻な生活課題を抱えているにも関わらず、どこに相談してよいかなど、行き場が分からず地域の中で孤立している人もいます。

今後の方向性

日常的な住民同士の見守りや支え合いによる相談機能を充実し、お互いの安心感や連帯感を醸成するとともに、支援を必要としている人が安心して地域で暮らし続けられるために、関係機関や団体等と連携した相談対応の充実を図ります。

推進施策

- ・生活困窮者への面接相談の充実
- ・障がい者相談支援センター機能の充実
- ・子どもの発達障害等にかかる相談業務の充実
- ・家庭児童相談室の充実（子育て相談コーナーの設置）
- ・地域包括支援センター事業との連携に伴う各種総合相談事業の推進
- ・成年後見制度の利用促進

(2) 地域での自立に向けて

現状と課題

住み慣れた地域で自分らしく安心して自立した生活が送れることは、すべての市民の願いです。地域には、高齢者や障がいのある人、子育て家庭など様々な人々が生活しており、支援を必要としている人の生活課題は多岐にわたっています。

今後の方向性

高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、支援や介助・介護を必要とする人が、住み慣れた地域で快適に安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を深めた支援を推進します。

推進施策

- ・ひとり暮らし高齢者への支援強化
- ・高齢者福祉施策の充実
- ・障がい者への福祉・保健サービス等の充実
- ・精神保健福祉相談の充実
- ・子育て関連施設の充実
- ・子育て支援事業の充実
- ・健康づくりの推進
- ・各種相談機関の充実



基本目標2 社会福祉事業の健全な発達

(1) 地域での福祉サービス事業の育成

現状と課題

福祉サービスの多くは、利用者の主体的な選択と自己決定に基づきサービスを受けるという利用者本位の提供体制となっています。利用者本位の制度への転換により提供事業主体も多様化しており、福祉ニーズの増大・多様化により、福祉サービスを供給する側もより高度で多様な福祉サービスを提供することが求められています。

今後の方向性

市では、保健・医療・福祉との連携を強化した福祉サービスの質と量の確保を図ってきましたが、今後も計画的で柔軟なサービス提供体制を確保するために、福祉サービス事業者との連携や事業者同士の情報交換、研修の場を充実するとともに、地域に密着した多様な提供事業主体の参入を促し、福祉サービス事業の育成を図ります。

推進施策

- ・事業者連絡会議等の充実
- ・高齢者福祉一覧等の案内作成
- ・ボランティア、NPO法人等のサービスの明確化・組織化
- ・福祉マップや介護サービス事業者パンフレットの作成

(2)福祉サービス提供者への支援体制

現状と課題

福祉サービスを充実することは、利用者自らがサービスを選択し、契約に基づいて利用できるようにする提供体制の充実だけでなく、利用者の声を広く集め、利用者の意見や苦情を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善につなげていくことが必要です。

また、近年の保健福祉課題は多様化、深化しており、サービス提供事業者の専門性の向上や行政職員などの相談員の資質の向上が求められています。

今後の方向性

すべての市民が必要なときに、身近な地域で安心してサービスが利用できるように、近年の保健福祉課題の多様化や深化に対応した、利用者本位の質の高いサービス提供体制の充実を図ります。また、サービスを供給する側の多様で質の高い人材の確保、資質の向上に向けた支援体制を強化するとともに行政と関係機関・団体、社会福祉協議会、民生児童委員、事業者等の連携を深め、一体となったサービス提供体制を推進します。

推進施策

- ・福祉ニーズの把握
- ・各法に基づく施設、サービスの充実
- ・サービスに携わる者への研修
- ・サービス提供者の連絡調整の場の設置
- ・社会福祉協議会と連携したサービス提供者への運営支援



基本目標3 地域福祉活動への市民参加の促進

(1) 民生児童委員の活動支援

現状と課題

民生児童委員は、地域の世話役、各行政機関へのパイプ役として、地域の一員として常に住民の立場に立った生活上の相談に応じ、今後も地域福祉の担い手としての役割が期待されています。しかしながら、近年では、個人のライフスタイルの多様化や複雑化等が進み、生活上の実態などが把握しにくく、深刻化する問題に対応するためには組織的な対応や専門機関、地域住民との連携・協働が必要になっています。

このため、今後も民生児童委員によるニーズの把握や相談活動及び地域住民との連携体制の構築を支援するとともに、庁内、民生児童委員協議会、社会福祉協議会等との連携を強化し、地域に必要なインフォーマルサービスの創出を検討することが必要です。

①地域の要支援者の把握

今後の方向性

寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障がい児・者、生活困窮者、母子父子世帯、要支援児童などの個別援助活動に取り組み、地域の福祉課題の的確な把握に取り組みます。

民生児童委員がこれらの活動を記録し、点検を行うとともに、市民一人ひとりの福祉課題や生活課題の解決に向け、各種専門相談員や関係機関、行政との連携により、地域福祉施策の充実を強化します。

②高齢者・障がい者支援活動

今後の方向性

高齢化や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、日常的な見守り・声かけ支援体制の充実を図っています。また、緊急時などに備え、福祉票などで状況を把握し、見守り体制の強化も図っています。今後も、関係機関・団体、事業者との連携を強化した、相談などの訪問活動を行い、市民の身近な相談者としての役割を努めます。

③子育て支援活動

今後の方向性

核家族化や長引く不況等の影響により、共働き世帯が増え、子育て家庭における孤立化

や育児への不安、負担感が増大しています。また、近年では児童虐待問題が大きな社会問題となっており、学校では、いじめや不登校、非行など子どもたちをめぐる様々な問題が深刻化しています。今後も、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、身近な地域で子どもたちを見守るとともに、子育ての不安や悩み、心配ごとなどの相談に応じ、子どもや子育てをしている家庭が必要としている支援につなげる役割を果たします。

④地域福祉活動

今後の方向性

地域における福祉課題、生活課題はより複雑になり、解決に向けては、幅広い知識と関連のある専門機関との連携が必要になっています。今後も、増大する福祉課題等に対応するため、様々な機会を通じた情報収集や研修活動を充実し、活動を支援します。

推進施策

- ・ 地域の見守り・声かけ支援の強化
- ・ 相談活動の研修
- ・ 民生児童委員とその活動への理解と協力の啓蒙
- ・ 「広報おおた」や地区広報紙による民生児童委員活動の周知



(2) 社会福祉協議会の活動支援

現状と課題

社会福祉協議会は、地域が抱える様々な福祉課題を解決する地域福祉の推進役として中心的な役割を果たすため、地区社会福祉協議会や関係機関との連携を図り、地域の特色を生かしながら、子どもからお年寄り、障がいのある人、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを積極的に推進しています。

今後も、十分な支援が行き届かない制度の狭間にある人や、解決が困難な社会的課題に対応するため、社会福祉協議会の活動に大きな期待が寄せられています。

今後の方向性

地域福祉を推進する中心的な担い手としての社会福祉協議会の役割は今後も重要になります。市民が相互に支え合い、助け合うことのできる地域づくりを目指して、社会福祉協議会の支援を充実するとともに、行政との連携を強化し、地域福祉社会の構築を推進します。

推進施策

- ・福祉人材の育成推進
- ・民生児童委員との連携
- ・コミュニティワーカー（地域援助員）の育成

(3) ボランティア・NPO法人等の市民活動支援

現状と課題

住民の生活課題は多様化し、必ずしも画一的な福祉サービスにより充足されるものではなく、公的なサービスや民間によるサービス、さらには市民と地域の協力を組み合わせ解決することが必要になっています。そのためには、行政や福祉サービス提供事業者だけでなく、ボランティアや NPO の関係団体等、さまざまな人々の協力や連携のもとに、地域の課題解決に向け取り組む必要があります。

① 情報提供とコーディネート

今後の方向性

ボランティアの活動事例を広報紙やホームページなどにより広く周知し、市民のボランティア活動への参加促進を図ります。また、主体的に活動できるボランティアを養成するとともに、ボランティア活動に参加したい人とボランティアを必要とする人を結びつける

コーディネート機能の強化に向け、ボランティアセンターの機能充実を支援します。

②人材育成と活動支援

今後の方向性

社会福祉協議会が開催するボランティア養成講座や福祉教育セミナーなどを積極的に支援することにより、市民のボランティアに対する理解と意識の向上を図り、地域において効果的にボランティア活動が展開されるための人材の発掘・育成に努めます。

また、地域におけるボランティア活動の円滑化を図るため、要支援者のニーズ把握や福祉サービスの利用状況などに関する情報提供を行います。

さらに、「おおた NPO センター」では、NPO 法人やボランティア団体などの活動団体に対して、企業や財団法人などの各種助成金の情報を提供するとともに、コーディネート機能を充実し組織化などへの支援を充実します。

推進施策

- ・ 情報提供による活動の活性化推進
- ・ 各種講座開設による活動の活性化推進
- ・ 財政支援による活動の活性化推進



基本目標4 安全で安心なまちづくりの推進

(1) 災害時要援護者の支援方策

現状と課題

住民が安心して暮らせる環境をつくるためには、日頃からの災害や犯罪に備えたまちづくりが必要です。特に、災害時には、自力で避難することが困難な人をはじめとする災害時要援護者の安全確保が極めて重要な課題となっています。

今後の方向性

災害時の避難支援を必要とする「災害時要援護者台帳」は、民生児童委員が毎年調査確認をしています。今後は、障がい者等の災害時要援護者登録を進め、台帳を整備するとともに、災害対策本部、消防本部、地区行政センターなどと情報を共有していきます。

また、個別支援計画である「災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて、区長会や民生児童委員協議会などを中心とした自治防災組織のバックアップをえて、要援護者の安否確認や避難誘導などの支援体制の整備を進めます。なお、福祉避難所については、民間福祉施設などの管理者に同意を求め、協定により準備することが有効であるものと考えます。

推進施策

- ・ 災害時要援護者の把握と情報の共有
- ・ 避難支援プランの策定と管理
- ・ 区長会等の防災自治組織のバックアップ
- ・ 福祉関係団体及び社会福祉施設管理者との連携
- ・ 民間福祉避難所の指定

(2) 見守り活動の推進

現状と課題

地域のつながりの希薄化により、家庭における密室化や社会的な孤立や孤独が進行しており、児童や高齢者等に対する虐待、高齢者の孤立死、所在不明高齢者などの社会問題が深刻化しています。また、高齢化の進行により、認知症高齢者の増加も懸念されています。

こうした地域課題を解決するためには、平常時からのきめ細かな地域の把握や声かけ・見守りなど、地域住民による支援体制の確保が重要な位置づけとなっています。

今後の方向性

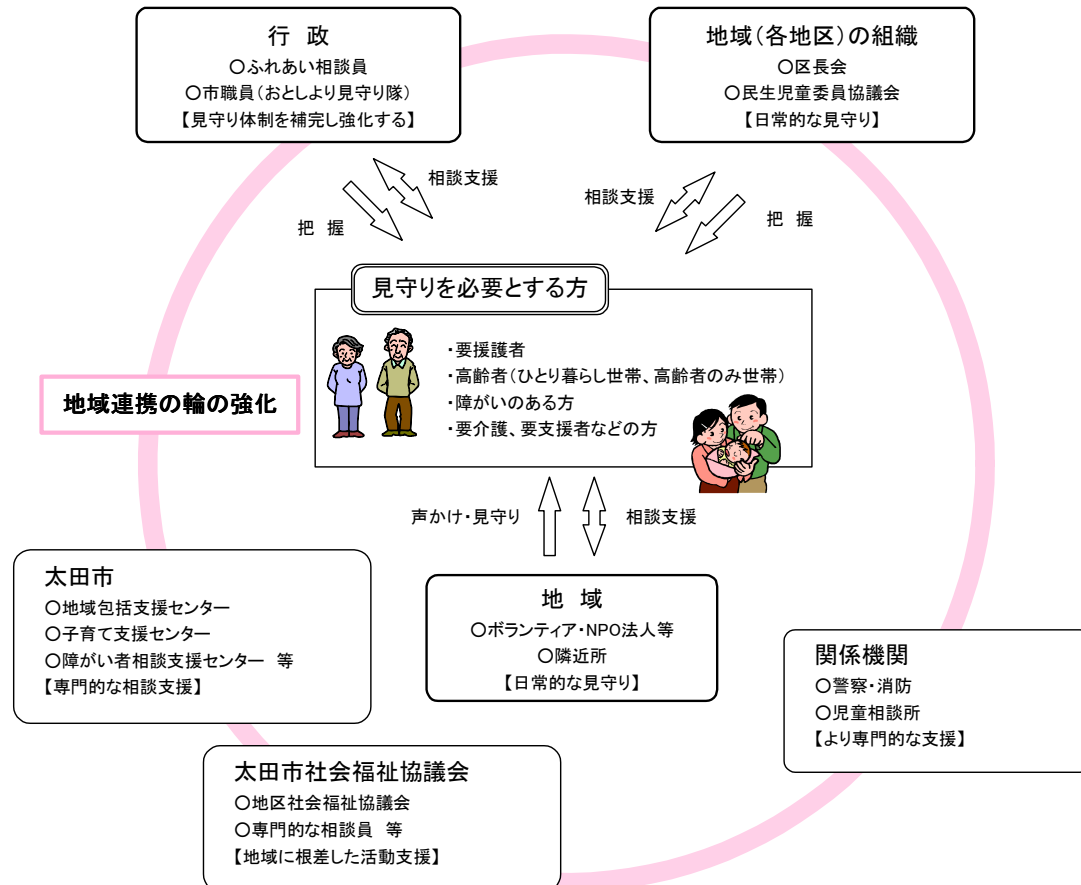
市では、民生児童委員が中心となつて行なう「友愛訪問」活動、また、社会福祉協議会が事業実施している「ふれあい相談員」を地区ごとに配置することより、見守り活動を補完し強化しています。さらに、市職員からなる「おとしより見守り隊」を発足することで、行政と地域が直結することを目指し、連携を強化しようとするものであります。ひとり暮らし高齢者の安否や健康、生活、こころの不安などにきめ細かに対応し、これまで以上に地域で安心して暮らせる街づくりを推進するものです。

3. 11 の大震災を経験したことで、いままでの無縁社会から絆社会へと叫ばれています。今後、行政・警察・消防などすべてが連携した支え合う体制の確立を目指します。

推進施策

- ・ 民生児童委員やボランティアによる見守り活動の強化
- ・ ふれあい相談員による見守り活動の強化
- ・ おとしより見守り隊の推進
- ・ 隣近所による見守り・声かけ運動の啓発強化

太田市見守りネットワークの推進



(3) 市民一人ひとりの人権の尊重

現状と課題

現在の福祉サービスは措置から契約に制度移行されており、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方に対しての権利擁護の必要性が高まっています。また、高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの増加が予測され、成年後見制度などの利用支援や権利が保障されるシステムの整備が求められています。

さらに最近では、児童や高齢者、障がい者への虐待などが表面化し、すべての人の人権の侵害や阻害を許さない社会の構築が求められています。

今後の方向性

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの増加が見込まれており、今後増加する認知症高齢者等への対策として市民後見人を中心とした支援体制を構築します。また、児童や高齢者、障がいのある人への虐待などの有効な防止策としての地域における見守り・通報体制の確立を進め、一人ひとりの人権が守られるよう関係機関等と連携した人権侵害の防止に努めます。

推進施策

- ・ 権利擁護事業の推進
- ・ 男女共同参画の推進
- ・ 虐待防止の啓発活動の強化
- ・ 虐待相談窓口の充実
- ・ DV 防止のための関係機関との連携強化

各 論 Ⅱ

地域福祉活動計画

Ota City Council of Social Welfare

第1章 基本計画

基本目標1 気軽に相談できる仕組みをつくろう

(1) 相談体制の整備・充実

現状と課題

太田市社会福祉協議会では、市民が日頃から抱えている心配ごとや困りごとについての相談から法律相談等の専門相談、ボランティア活動に関する相談まで、幅の広い相談活動を行っています。

近年、相談件数は増加傾向にあり、気軽に相談できる仕組みづくりに努めた結果から、困りごとなどを抱える多くの市民の利用が促進される一方で、地域にはどこにも相談できず悩んでいるなど、潜在的なニーズがあることもうかがえます。

取り組みの方向

- ・ 相談窓口の情報提供を積極的に行い、地域住民から信頼され、頼られる相談体制を構築し、ひとりでも多くの市民の生活課題等の解決に向けた1次窓口としての役割を果たします。
- ・ 専門機関や関係機関など複数の担当部署との連携を強化し、相談内容に応じた適切な窓口へとつなぐなど、解決に向けた活動を強化します。
- ・ 地域の複雑な課題や専門的な相談内容に対応するため、相談専門員の充実や職員の資質向上を図ります。
- ・ 民生児童委員、ふれあい相談員等と協働し、身近な地域での相談活動を充実します。

活動目標

地域住民から信頼され、頼られる相談体制をつくります。

推進項目

- 1) 専門機関、福祉関係機関との連携強化
- 2) 相談員や職員の資質向上と情報共有化の推進

市民へのお願い

ひとりで悩まず、すぐに相談してみましょう。

■相談件数

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
開催日数（日）	222	232	268	219	192
相談所利用人数（延人）	46	65	58	97	103
無料法律相談利用人数（延人）	－	－	－	－	44

資料：太田市社会福祉協議会

（２）苦情解決体制の充実**現状と課題**

地域における利用者本位の福祉サービスを実現するために、福祉サービスの質の確保と向上を図るとともに、利用に関する苦情対応体制の充実が必要です。また、苦情への対応は単なる苦情解決ではなく、利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整え、システムに則した苦情解決を行う必要があります。

取り組みの方向

- ・地域住民の信頼をより高め、関係機関との連携を図り、苦情に対する共通認識をもって、苦情解決責任者と受付担当者だけの問題でなく、苦情を解決するための体制を充実させます。
- ・苦情解決体制の整備の推進と苦情の円滑な解決を目的に、第３者委員の設置を推進します。

活動目標

苦情受付から解決までの体制の充実を図り、適切なサービスの改善に結びつけます。

推進項目

- １）関係機関との連携強化
- ２）苦情解決体制の充実

市民へのお願い

サービス提供者と利用者の双方の利益を確保するため、苦情はできるだけ詳しく、的確に伝えましょう。



基本目標2 わかりやすい福祉情報を提供しよう

(1) 福祉啓発事業の推進

現状と課題

太田市社会福祉協議会では、広報紙や福祉教育、ボランティア講座などを通じて継続的に福祉啓発を行ってきました。他方、阪神淡路や東日本の震災等の大災害以降は、家族の絆や地域住民同士の助け合い、ボランティア・NPO 活動への参加意欲が高まるなど、地域福祉に対する意識や関心も高くなっています。

このような意識の高まりを生かしながら、継続的な福祉啓発事業を推進し、地域福祉活動を担う個人や団体・組織を地域の中で強化・充実することが求められています。

取り組みの方向

- ・市民が福祉について学んだり、話し合ったりする機会を充実します。
- ・子どもからお年寄りまですべての市民を対象とした啓発活動を、身近な地域で展開します。
- ・福祉の概念の定着は子どもの頃から育てることが重要であるため、子どもを対象とした福祉教育を充実します。

活動目標

子どもからお年寄りまですべての市民を対象とした啓発活動を展開します。

推進項目

- 1) 福祉啓発活動の充実
- 2) 福祉教育の充実

市民へのお願い

地域福祉活動の情報に関心をもって、実践してみましょう。

■ 福祉教育事業参加者数（人）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
福祉教育セミナー参加者数（人）	10	7	6	23	32
小中学生ボランティアスクール（人）	21	15	29	12	16

■ ボランティア養成講座事業参加者数（人）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
手話奉仕員養成講座（入門編）	38	20	33	19	22
手話奉仕員養成講座（基礎編）	17	20	11	8	10
手話奉仕員養成（フォローアップ）講座	H22 年度から実施			21	18
手話奉仕員養成（スキルアップ）講座				17	9
点訳奉仕員養成講座（初級編）	10	5	－	6	－
点訳奉仕員養成講座（中級編）	4	10	－	6	－
ユースアクション・ボランティア（各年開催）	－	6	－	11	－
朗読奉仕者養成講座	9	15	－	－	10
福祉体験サポーター養成講座	6	－	－	6	5
精神保健福祉ボランティア養成講座	－	－	－	17	19
お裁縫ボランティア講習会	25	12	21	20	19
ボランティア入門講座	－	6	11	－	－
生活に活かせるカウンセリング講座	－	24	ボランティア団体により実施		



写真：ユースアクション・ボランティア

(2) 情報提供の充実

現状と課題

太田市社会福祉協議会では、「社協だより」の発行を年6回行っており、必要な時に最新の情報が引き出せるようホームページの開設も行っています。

インターネットが普及し、多くの情報が容易に、瞬時に入手できる高度情報化社会が進展する一方で、信頼性などの情報の質が課題となっています。一方、こうした状況の中、高齢者や障がいのある人などは、地域との関わりを介して情報を得る必要性もあります。

取り組みの方向

- ・ 正確で信頼できる情報提供の充実を図ります。
- ・ 地域住民の生きた情報提供力を育てるための取り組みを推進します。
- ・ 市民が必要としている情報を把握し、発信します。
- ・ 障がいのある人等に配慮した情報提供を充実します。

活動目標

情報提供を充実し、地域の“自助の力”を強化します。

推進項目

- 1) 社協だより、ホームページ等の充実
- 2) 情報収集のための組織体制の整備
- 3) 要援護者等支援マップづくりの推進

市民へのお願い

普段から福祉情報を積極的に入手し、利用するときに役立てましょう。また、地域に広めましょう。

基本目標3 福祉人材の発掘・育成をしよう

(1) 地域福祉づくりの担い手の発掘・育成

現状と課題

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、地域には支援を必要としている方が多くいることがうかがえ、今後も支援を必要とする人は増加し、その支援方法も多様化することが予想されます。また、きめ細かな地域協働による福祉のまちづくりを推進するためには、多くの福祉活動主体が必要であり、多様化する問題には地域福祉を推進する担い手の継続的な育成が必要となるとともに、地域住民相互の信頼できる関係づくりも必要です。

取り組みの方向

- ・ 地域に潜在する幅広い福祉人材を発掘します。
- ・ いわゆる“団塊の世代”など、これまでの知識や経験等を積極的に生かした担い手を育成します。
- ・ 地域福祉活動の実践者や社会福祉施設従事者、専門的な知識や技術を有する人材を発掘し、地域福祉推進のリーダーとして支援します。
- ・ 継続的な地域福祉環境を構築するために、関係機関・団体、行政等と協働し、子ども、働き盛り世代を中心とした福祉啓発を充実します。

活動目標

“団塊の世代”に着目した福祉人材の発掘・育成を推進します。

推進項目

- 1) 知識や経験豊富な人の発掘と福祉活動への参加を促進
- 2) 地域市民・地区社会福祉協議会との連携と協働の強化

市民へのお願い

地域で活躍する場はたくさんあります。地域の関係団体や社会福祉協議会に相談するなど、具体的な活動内容を模索し、実践しましょう。

基本目標4 安心して必要な福祉サービスが受けられる仕組みをつくろう

(1) 日常生活支援の推進

現状と課題

市民の誰もが地域において、生きがいをもって豊かな生活を送り続けるためには、必要となきいつでも支援が受けられる体制が整っていることが一つとして挙げられます。

福祉サービスの提供は、行政をはじめ、社会福祉法人、NPO 法人、農協、生協、民間企業、医療法人などの多くの実施機関により行われており、利用者が効率よく利用するためには、実施機関や関係機関・団体の連携及び協働の強化によるサービス提供体制の充実が求められています。

取り組みの方向

- ・ 地区社会福祉協議会や民生児童委員に対して、市民とのパイプ役としての協力を求め、在宅での生活を支援します。
- ・ 太田市社会福祉協議会で実施している「福祉サービス事業」を充実します。
- ・ 実施機関や関係機関・団体、行政との連携を強化し、地域に必要なインフォーマルサービスの創出を検討します。

活動目標

きめ細かな相談、情報提供、生活支援を展開し、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

推進項目

- 1) 日常生活支援の充実
- 2) 福祉サービスの情報提供の充実
- 3) 民生児童委員等、関係機関・団体との協働の強化

市民へのお願い

サービスの内容を理解し、生きがいある豊かな生活のために積極的に利用しましょう。

■ 日常生活自立支援事業相談件数

(単位：件)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
認知症高齢者	491	291	256	242	396
知的障がい者	134	150	189	262	258
精神障がい者	221	275	678	677	699
その他	29	26	22	11	5
合計	875	742	1,145	1,192	1,358

■ 在宅ねたきり老人等出張理容サービス事業利用者数

(単位：件)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
	146	161	169	181	174

■ ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
利用者数（人）	1,350	1,218	1,075	1,174	1,303
給食数（食）	10,551	9,869	9,008	10,443	11,485

(2) 関係機関・団体との連携強化

現状と課題

太田市社会福祉協議会では、地域の様々な機関と連携し、市民の福祉ニーズにきめ細やかに対応するため、具体的かつ的確な福祉サービスの充実に努めてきました。

今後も、増大・多様化が予想される福祉ニーズにきめ細やかに対応するため、多様な機関・団体と連携・協働し、より効果的な活動を推進します。

取り組みの方向

- ・市民に身近な存在である区長会、民生児童委員協議会、ボランティア団体との連携と協働を基本とした事業を推進します。
- ・多様な機関・団体の交流を図るための場づくりを推進します。

活動目標

多様な機関・団体と連携・協働し、サービスの利便性の向上に取り組みます。

推進項目

- 1) 関係機関・団体との連携と協働の強化
- 2) 地区社会福祉協議会との連携強化
- 3) 地域における機関・団体の交流促進

市民へのお願い

地域の福祉ニーズの集約のために、地域の関係機関や団体等の活動に協力しましょう。



写真：福祉体験学習

基本目標5 地域における福祉力を高めよう

(1) 地域交流の促進

現状と課題

年齢や障がいの有無に関わりなく、誰もが自分らしくいきいきと暮らし続けるためには、健康であり続けるとともに、生きがいをもち、積極的な社会参加を促進することが必要です。また、身近な社会参加としての近所付き合いを積極的に行い、子どもからお年寄りまで地域社会の一員であることの大切さを認識することも大切です。こうした、身近な近所付き合いから積極的な社会参加まで幅の広い地域交流を促進し、地域を活性化することが求められています。

取り組みの方向

- ・子育てサロンやふれあい・いきいきサロン等の交流事業を充実します。
- ・児童たちの遊びや交流を通じた健全育成を推進します。
- ・ふれあいの場や機会を充実し、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て家庭等の孤立防止を図ります。
- ・誰もが気軽に参加しやすい交流活動を推進します。

活動目標

誰もが気軽に交流できる、ふれあいの場づくりを推進します。

推進項目

- 1) 各種サロン活動の推進
- 2) ふれあいの場の充実
- 3) 地域における児童健全育成の推進

市民へのお願い

隣近所に声をかけ、積極的にサロン活動に参加しましょう。

■ふれあい・いきいきサロン

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
設置数（ヶ所）	155	159	166	175	175
開催回数（回）	522	529	546	579	593

■子育てサロン

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
設置数（ヶ所）	9	12	13	13	13
開催回数（回）	80	108	110	120	119

■障がい者サロン

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
設置数（ヶ所）	2	2	2	2	2
開催回数（回）	20	20	20	20	20



(2)地域支え合い活動の推進

現状と課題

太田市社会福祉協議会では、住民支え合いネットワーク事業として、区長、民生児童委員、地域の代表者等の協力により、要援護者に対する日常の見守りや災害時の安否確認及び避難支援などを地域住民が主体的に行えるように「要援護者等支援マップづくり」を推進し、要援護者等、救急時や災害時に救急隊や警察から敏速な対応が必要な方に対しては、「安心カードの設置」を実施しています。

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、災害時はもとより、普段の生活の中で見守り等の支援が必要な人は増加し、身近な地域での支え合いの仕組みづくりが重要になっています。また、近年では、認知症高齢者の増加、高齢者の所在不明問題や孤立死、虐待やDVなどの新たな社会問題も深刻化しており、地域社会全体での見守り活動が必要になっています。

取り組みの方向

- ・一人ひとりの市民、区長会、民生児童委員協議会、関係機関・団体、行政等、地域全体の協働による見守り体制の整備、支え合いづくりを推進します。

活動目標

身近な地域での助け合い・支え合いを基本とした活動を活性化します。

推進項目

- 1) 地域の支え合い活動の推進
- 2) 地域の見守り活動の推進
- 3) 要援護者等支援マップづくりの推進
- 4) 安心カードの設置
- 5) 住民参加型在宅福祉サービスの展開

市民へのお願い

あいさつ運動を活性化し、隣近所など身近な地域での絆づくりに努めましょう。

● 住民支え合いネットワーク事業

住民支え合いネットワーク事業とは、要援護者や高齢者、障がい者などの日常的な支援が必要な人に対して、地域で見守り、支えるための体制を構築する事業です。

① 要援護者等支援マップづくり

要援護者等支援マップは、区長や民生児童委員、地域の代表者が中心となって、地域の現状と課題を把握し、要援護者や支援者、地域資源、避難所などを地図上に書き、日常の見守りや災害時の安否確認及び避難支援の体制確保に活用するものです。

【第1期計画期間中の進捗状況】

H22 年度：九合地区

H23 年度：太田地区、葦川地区、新田地区

H24 年度：休泊地区、宝泉地区、藪塚地区

② 安心カードの配布

安心カードは、要援護者等が、救急時や災害時において、救急隊や警察から迅速な対応が受けられるよう、必要な個人情報を入力したカードを設置するものです。

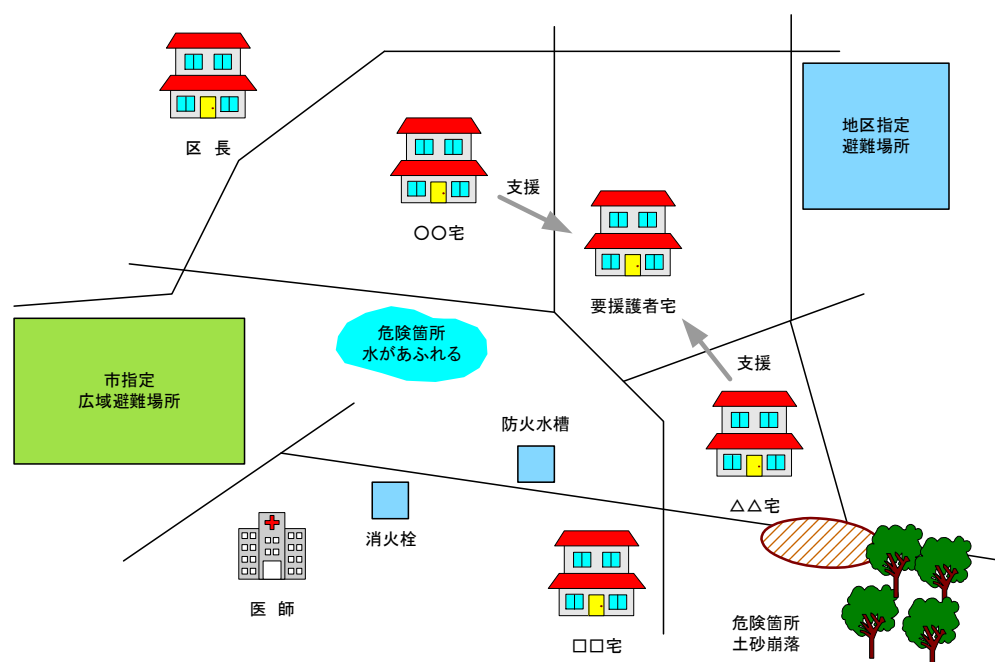
【第1期計画期間中の進捗状況】

H22 年度：九合地区

H23 年度：太田地区、葦川地区、新田地区

H24 年度：市全域設置完了

要援護者等支援マップ（イメージ図）



(3) ボランティア活動の充実

現状と課題

太田市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを開設し、ボランティアの総合的な窓口として、地域ニーズの把握・斡旋、情報提供、育成支援などを実施し、地域の「福祉力」の向上を目指し活動しています。また、ボランティア活動は、地区社会福祉協議会や関係団体が中心となり、積極的な活動が展開されています。

しかしながら、日常の支援に対するニーズは、家事援助や安否確認の声かけなど多様化しており、身近な地域で提供される必要のあるサービスなど、従来の行政サービスや市民活動だけでは、きめ細かな対応が難しくなっています。

取り組みの方向

- ・ ボランティア相談機能の充実を図り、ボランティアセンターの機能を強化します。
- ・ 誰もが気軽にボランティア活動に参加できる環境を整備します。
- ・ 福祉ニーズに合ったボランティア養成講座を充実します。
- ・ 専門性を高めたボランティア活動を充実します。

活動目標

ボランティアセンター機能の強化を推進します。

推進項目

- 1) ボランティアセンター機能の強化
- 2) ボランティア活動の支援の強化
- 3) ボランティア講座・研修の充実

市民へのお願い

自分の持つ知識や技術が、ボランティア活動に生かせないか考え、実践しましょう。

基本目標6 地域福祉を推進するための基盤強化

(1) 社会福祉協議会の活動強化

現状と課題

地域福祉活動を効果的かつ効率的に展開するためには、地域福祉活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会の組織運営の強化や各部門における事業をより充実させることが必要です。また、社会福祉協議会の認知度を上げ、市民に理解と協力を求めるためにも、必要な創造性、先駆性、柔軟性、即応性を発揮できる職員の資質向上や積極的な情報公開などに努めることが必要です。

取り組みの方向

- ・市民に開かれた「社会福祉協議会づくり」を推進します。
- ・太田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、関係団体等の役割を明確にし、ネットワークの強化を図ります。
- ・地域の情報を収集するためのシステムを確立するとともに、活動計画の評価分析を行い、地域の実情に即した事業展開を図ります。
- ・職員の資質向上を図ります。

活動目標

社会福祉協議会の高い公共性を維持し、多様な団体とのネットワークや創造性、先駆性、即応性を発揮しながら、地域福祉の拠点となる組織を目指します。

推進項目

- 1) 財源の確保と施設経営の安定化
- 2) 地域福祉活動計画の推進と評価

市民へのお願い

太田市社会福祉協議会とともに、地域福祉活動の充実したまちづくりを目指しましょう。

第2章 年次活動計画

基本目標1 気軽に相談できる仕組みをつくろう

(1) 相談体制の整備・充実

事業	事業内容	25	26	27	28	29
ことわらない相談体制づくり	福祉に関する相談はなんでも受けるシステムづくりを行う。	継続・実施				
無料法律相談	日常の市民生活のなかでおこるあらゆる法律問題について、専門的な立場から相談に応じるため、弁護士による無料相談を実施する。	継続・実施				
心配ごと相談	市民の日常生活上のあらゆる悩みの相談に応じ、問題が解決されるよう適切な助言や援助を行う。	事業見直し				
専門相談	介護・健康・子育て・教育について専門の相談を行う。	内容検討				

(2) 苦情解決体制の充実

事業	事業内容	25	26	27	28	29
関係機関との連携	福祉サービス運営適正化委員会や関係機関・団体と連携を図り、苦情を適切に解決する。	継続・実施				
苦情解決体制の充実	苦情への対応が単なる苦情解決ではなく、システムに即して、社会福祉協議会全体で苦情解決を行い、全職員が共通の認識を持って解決するための体制を充実させる。	継続・実施				

基本目標2 わかりやすい福祉情報を提供しよう

(1)福祉啓発事業の推進

事業	事業内容	25	26	27	28	29
福祉啓発イベントの充 実	社会福祉大会、福祉教育、体験学習等の実施により、地域の福祉意識の向上を図るとともに福祉啓発を行う。	継続・実施				
ボランティア講座、福 祉教育での啓発	ボランティアセンター事業等で実施する各種養成講座や福祉教育を通じ、地域の福祉意識の向上を図るとともに福祉啓発を行う。	継続・実施				

(2)情報提供の充実

事業	事業内容	25	26	27	28	29
社協だよりの発行	広報おおたへ年 6 回掲載。社会福祉協議会事業等の情報掲載。	継続・実施				
ホームページの公開	社会福祉協議会事業紹介や最新情報を随時掲載。	継続・実施				
ボランティアに関する 情報提供	「ボラ募」「ぼらびと」発行し、ボランティアに関する情報等を周知する。	継続・実施				
社協ガイドブックの作 成	太田市社会福祉協議会で実施している事業についての、内容や実施方法などを記載したガイドブックの作成を行う。	継続・実施				

基本目標3 福祉人材の発掘・育成をしよう

(1)地域福祉づくりの担い手の発掘・育成

事業	事業内容	25	26	27	28	29
地域福祉づくりの担い 手の発掘・育成	専門知識や経験を有する団塊の世代を発掘し、活躍できるよう支援する。地域に潜在する幅広い福祉人材を育成し、必要とされている担い手を育てる。	内容検討				
		実施				
福祉教育セミナー	市内の小中高に勤務する教員に対して、子どもに何を伝え、何を感じてもらふべきかを、教える立場の教員に感じてもらうために、各種講義や体験学習を実施する。	継続・実施				

基本目標4 安心して必要な福祉サービスが受けられる仕組みをつくろう

(1) 日常生活支援の推進

事業	事業内容	25	26	27	28	29
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類預かり等を行う。	継続・実施				
介護用紙おむつ給付事業	紙おむつを必要とする在宅寝たきり高齢者、認知症高齢者に対し、おむつを給付する。	継続・実施				
ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業	調理が十分にできないひとり暮らし高齢者等に対し、バランスのとれた食事を定期的に訪問配食することにより、配食時の安否確認、健康状態の異常等の早期発見並びに孤立感の解消を図る。	内容検討				
高齢者地域福祉自立支援事業	家に閉じこもりがちなりひとり暮らし高齢者等に対し、各種サービスを提供し、社会的孤立感を解消し、健康で自立した生活が送れるよう支援する。	継続・実施				
在宅ねたきり老人等出張理容サービス事業	在宅介護度 3 以上の高齢者に対し、理・美容師が訪問し、散髪サービスを受けることにより、快適な生活の維持向上を図る。	継続・実施				
小口生活資金貸付事業	市内に 6 ヶ月以上在住し、生活費、医療費等一時的に生活が困難な低所得世帯に対して資金の貸付を行う。	継続・実施				
生活福祉資金貸付事業	生活に不安を抱えた低所得、障がい者及び高齢者世帯に資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲の向上を図る。	継続・実施				
緊急援護事業	やむを得ない事情により、食料に困っている人に対して最低限の食料援護を行う。	継続・実施				
車いす貸出事業	在宅で車いすを使用したい高齢者・障がい者へ貸し出す。	継続・実施				
福祉自動車貸出事業	介護を必要とする高齢者・障がい者等へ車いすのまま乗れるリフト付自動車を貸し出す。	内容検討				
コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者とその他の者との社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣し、意思伝達の手段を確保する。	継続・実施				
傾聴ボランティア派遣事業	傾聴ボランティアを自宅等に派遣し、高齢者等の心身の健康維持や孤独感の解消を図る。	継続・実施				

(2) 関係機関・団体との連携強化

事業	事業内容	25	26	27	28	29
関係団体との連携	地域福祉推進のため、区長会、民生児童委員協議会、地域のボランティア団体、NPO法人、遺族会、社会福祉施設連絡協議会等と情報を共有し、効率的に支援ができるように連携を図る。	継続・実施				
地区社会福祉協議会との連携	地域住民による自主的な福祉活動を推進している地区社会福祉協議会との連携を図る。	継続・実施				



写真：小中学生ボランティアスクール

基本目標5 地域における福祉力を高めよう

(1) 地域交流の促進

事業	事業内容	25	26	27	28	29
ふれあい・いきいきサロン事業	地域を拠点に、お年寄りと協働で企画し、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくり活動を推進する。	継続・実施				
子育てサロン事業	地域を拠点に、子育て中の親子などと、地域住民も一緒になり、子育ての楽しみを感じ、悩みを解消し、子育て仲間づくりを行う場として推進する。	継続・実施				
障がい者サロン事業	地域を拠点に、障がい者やその家族と協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくり活動を推進する。	継続・実施				
サロン事例発表会	内容の充実など、各種サロンの活性化を目的に、サロン活動の先進事例を発表する場を設ける。各年実施の検討を行う。		開催		開催	
児童館の経営 (9箇所)	児童に健全な遊びを与え、集団的または個別的に指導し、遊具を利用して体力増進を図るなど健康増進に資するとともに情緒豊かな児童の育成を図る。	継続・実施				
放課後児童クラブの経営	小学校の概ね1年生から3年生までの児童で放課後に家庭が常時留守となっている児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供することにより、放課後児童の健全育成を図る。	継続・実施				
福祉ふれあいスポーツ大会(ふれあい部門)	障がいのある人やお年寄り、子どもたちが自由に参加し、交流を深められるよう、市との共催により実施する。	継続・実施				
社会福祉大会事業	社会福祉の功労者、善行者を顕彰するとともに、社会福祉活動の推進を図る。	継続・実施				
新田福祉総合センター	子どもからお年寄りまで気軽に利用できる、天然温泉を利用した風呂棟と福祉施策の拠点となる福祉棟からなる複合施設「新田福祉総合センター」を運営する。	継続・実施				
尾島健康福祉増進センター	子どもからお年寄り、障がいのある人までが気軽に利用できる、各種の温泉風呂や福祉浴、歩行浴プール、会議や懇親会等ができる部屋など多くの施設を備えた「尾島温泉利根の湯」を運営する。	継続・実施				

(2) 地域支え合い活動の推進

事業	事業内容	25	26	27	28	29
要援護者等支援マップづくり	要援護者に対する日常の見守りや災害時の安否確認及び避難支援など、公的対応が十分に行き届かない支援を地域住民が主体的に行えるよう要援護者等支援マップづくりを行う。	継続・実施	内容検討	研修会実施		
安心カード設置	かかりつけ医や今かかっている病気、常用している薬などの情報を専用の容器に入れ、自宅冷蔵庫に保管し万一の救急時に備える。	継続・実施				
友愛訪問事業	社会生活を営むことが困難なひとり暮らし高齢者を定期的に訪問し、安否確認・激励・相談相手など福祉活動を展開する。	継続・実施				
住民参加型在宅福祉サービス	地域住民の登録制有償型在宅サービス。高齢者等の日常生活における不自由に対して、地域住民がサービスを提供する。ただし、家事援助に限定したものである。			調査	モデル地区選定	実施

(3) ボランティア活動の充実

事業	事業内容	25	26	27	28	29
ボランティアセンター運営	ボランティアに関する相談、登録・紹介、啓発、情報提供及びボランティア団体への支援、ボランティア活動保険の受付業務を行う。	継続・実施				
小中学生ボランティアスクール	小学校4年生から中学校3年生までを対象に、社会福祉に対する認識を深めるための各種講座や体験学習を実施する。	継続・実施				
手話奉仕員養成講座 (入門・基礎・スキルアップ・フォローアップ)	高校生以上を対象に、手話についての基礎知識及び技術を教授する。	継続・実施				
朗読奉仕者養成講座	朗読技術の指導を行い、その後も奉仕者として活動してくれる人材を養成する(2年に1度の実施とする)。	実施		実施		実施
福祉体験サポーター養成講座	福祉体験学習を行う際の見守りや指導補助をするボランティアを養成する。	継続・実施				
精神保健福祉ボランティア養成講座	精神障がい者への理解を深め、接し方などを学習する。	継続・実施				
お裁縫ボランティア講習会	お裁縫技術を生かし、ボランティア活動に役立てることを目的に講習会を実施する。	継続・実施				

(3) ボランティア活動の充実(つづき)

事業	事業内容	25	26	27	28	29
点訳奉仕者養成講座 (初級・中級)	点訳技術を指導するとともに、継続して奉仕者として活動してくれる人材を養成する。2年に1度の実施とする。		実施 →		実施 →	
ユースアクションボランティア	社会福祉施設において2泊3日のボランティア活動をし、その後の社会福祉活動への参加を図る。	内容検討	実施 →			
福祉教育サポートシステム	総合学習等の時間に福祉教育を取り入れて頂くために学校にボランティア団体などを派遣する事業	継続・実施 →				
傾聴ボランティア養成講座	傾聴ボランティア派遣事業を円滑に実施するために担い手を養成する。27年度までは2年に1度の実施とする。	実施 →		実施 → 事業見直し		

基本目標6 地域福祉を推進するための基盤強化

(1) 社会福祉協議会の活動強化

事業	事業内容	25	26	27	28	29
共同募金事業	市民の自主的なたすけあい精神を基調とした社会連帯、相互扶助精神に基づいた地域住民の自主活動として、毎年10月から12月にかけて「赤い羽根共同募金運動」を実施する。		継続・実施 → 協力呼びかけ			
歳末たすけあい募金事業	共同募金運動の一環として、地域住民や各関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て、様々な福祉活動を行う。		継続・実施 → 協力呼びかけ			
会員会費	社会福祉協議会活動を支える自主財源である会費（一般会費・賛助会費）について趣旨に賛同いただき会員の拡大を図る。		継続・実施 → 協力呼びかけ 協力への意識普及			
善意銀行	善意による寄付の受け入れをし、社会福祉向上のため効果的に活用する。		継続・実施 →			
各種収益事業	自動販売機の設置や賃貸事業などの各種収益事業で財源の確保を図る。		継続・実施 →			
福祉ショップスワンベーカーリー太田店	障がいのある人もない人も共に働き、共に生きていく社会の実現を目指し、「福祉ショップスワンベーカーリー」を運営する。		継続・実施 →			

(1) 社会福祉協議会の活動強化(つづき)

事業	事業内容	25	26	27	28	29
高齢者無料職業紹介事業	地域の定年退職者等の生きがい対策として、その希望と能力に応じた職業を斡旋し、高齢者の知識と経験が社会の役に立つことによって、老後の生活の安定等を図る。	継続・実施				
福祉人材バンク事業	地域福祉の潜在マンパワーの登録を行い、社会福祉施設等の事業所に斡旋等を行う。	継続・実施				
福祉・介護人材マッチング機能強化事業	福祉・介護分野での質の高い人材を確保するため、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。	継続・実施				
屋内ゲートボール場（すぱーく太田）の管理運営	高齢者の生きがいづくり、コミュニティ育成、生涯スポーツの振興を目的に、屋内ゲートボール場「すぱーく太田」を管理運営する。	継続・実施				
職員研修	職員研修の実施によってさらなる資質の向上を図る。	継続・実施				
地域福祉活動計画推進委員会（仮称）の設置	計画の進捗状況や評価等を行うとともに、地域住民との相互の連携を強化するために、推進委員会を設置する。	継続・実施				
福祉アンケート	市民の生活課題や福祉ニーズを把握するため、イベント開催時や福祉施設・児童館等の各所においてアンケート調査を実施する。	ニーズ把握				



写真：福祉教育セミナー

各 論 III

地域福祉活動計画・地域福祉活動計画

計画の推進

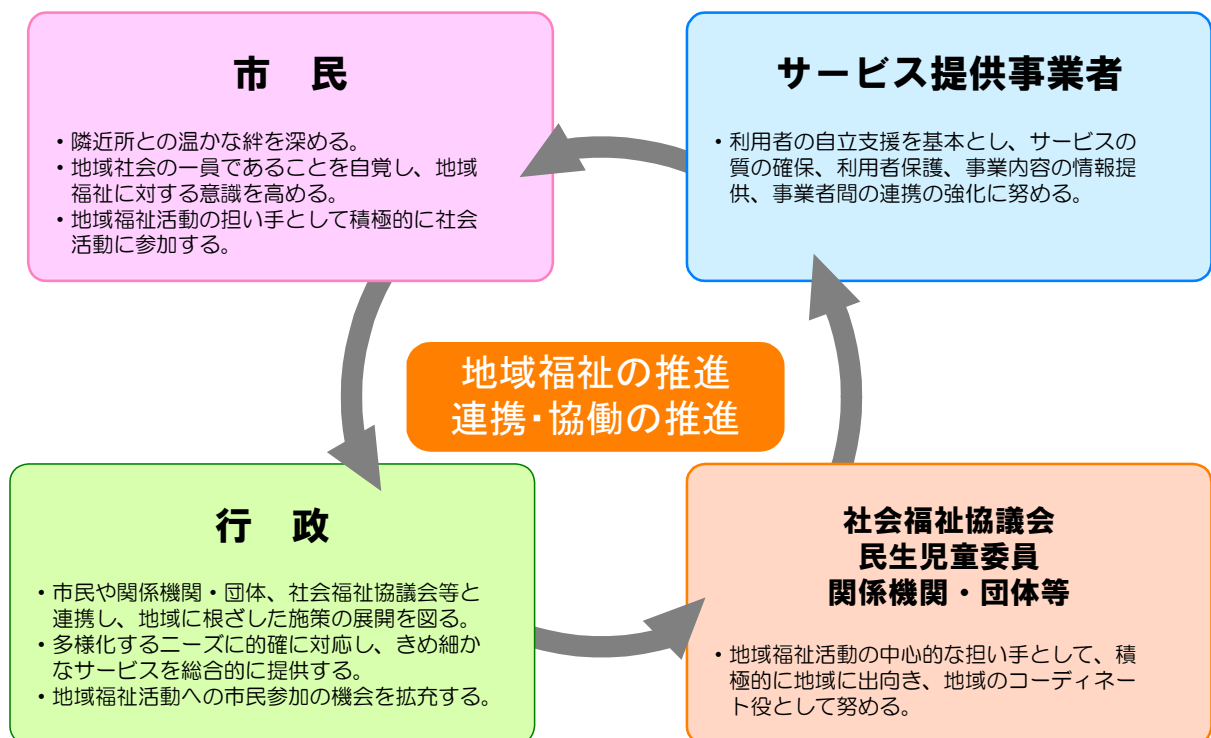
Ota City and Ota City Council of Social Welfare

第1章 計画の推進

1 市民すべてが一体となった、連携・協働による推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画は互いに連携し、様々な地域の課題に対処するために、行政だけでなく、市民や様々な地域活動団体・関係機関が協働でつくる、福祉のまちづくりを進めていくための計画です。

このため、計画の推進主体は、市民や保健福祉サービス提供事業所、地域で活動を展開している民生児童委員、行政区、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、企業・地域のお店、行政など、市で暮らすすべての市民であり、行政では、これらの推進主体の連携を強化し、地域で展開される福祉活動が円滑に行われるよう支援を強化します。



2 各計画の推進及び評価

(1) 計画の公表

地域福祉を推進するためには、両計画が目指す地域福祉の方向性や各種の施策・取組みについて、市民や関係機関・団体、事業所、行政等、計画に関係するすべての人が共通の理解をもつことが重要です。

このため、市及び社会福祉協議会の広報紙やホームページ等を通じ、この計画を公表し、市及び社会福祉協議会が目指す地域福祉について市民等に幅広く周知します。

(2) 計画の進捗及び評価

この計画は、市民や住民組織、関係機関・団体、行政等の協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、市民を含めた進捗管理を行う必要があります。

このため、市においては、「太田市地域福祉計画推進委員会（仮称）」を設置し、関係各課による部門別計画の進捗状況や相互の連携により、この計画の評価・点検を行い、太田市社会福祉協議会においては、「太田市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（仮称）」を設置し、市及び社会福祉協議会の各委員会が連携するとともに市民等の意見を広く聴取し、効果的な計画の進行管理を図ります。

資料編

地域福祉活動計画・地域福祉活動計画

1 策定の経過

実 施 日	会 議・その他	概 要
平成 24 年 9 月 14 日	事務局会議	- 第 2 次太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画の策定方針について - 今後の予定
平成 24 年 12 月	太田市地域福祉計画策定に関する市民意識調査	アンケート調査を実施
平成 25 年 1 月 16 日	第 1 回太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画検討チーム会議	- 第 2 次太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画についての概要説明 - 今後の予定
平成 25 年 1 月 29 日	第 1 回太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会	- 委嘱状交付 - 役員選出 - 経過について - 第 2 次太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画の概要について - 今後の予定
平成 25 年 2 月 5 日	第 2 回太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画検討チーム会議	- 第 2 次太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画素案の検討 - 今後の予定
平成 25 年 2 月 15 日	第 3 回太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画検討チーム会議	- 第 2 次太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画素案の修正等について - 今後の予定
平成 25 年 3 月 6 日	第 4 回太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画検討チーム会議	第 2 次太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画素案の修正等について
平成 25 年 3 月 19 日	第 2 回太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会	- 第 2 次太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画素案の意見公募実施について - 第 2 次太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画素案の確認について

2 太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく太田市地域福祉計画及び社会福祉協議会の地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会の所管事項は、次に掲げるものとする。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）市民
- （2）社会福祉に関する団体の代表者
- （3）その他市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、計画策定完了までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名をおき、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことが出来る。

(部会)

第7条 委員会に次の部会を置き、委員会の委員をもって構成することができる。

- (1) 福祉サービス利用促進検討部会
 - (2) 社会福祉事業発達検討部会
 - (3) 地域福祉活動促進検討部会
- 2 部会に属すべき委員は、行政職員を除き、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を1名置き、部会長は部会に属する委員の互選により定め、副部会長は部会長の指名による。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。部会長不在の場合は副部会長が代理する。

(地域福祉計画検討チーム)

第8条 委員会の策定作業の円滑な推進を図るため、地域福祉計画検討チーム（以下「検討チーム」という。）を置く。

- 2 検討チームのメンバー（以下「チームメンバー」という。）は、市職員及び市社会福祉協議会の職員をもって組織する。
- 3 検討チームのチームリーダーは福祉こども部副部長とし、サブリーダーは社会福祉協議会常務理事とする。
- 4 チームメンバー（チームリーダー、サブリーダーを除く。）は、前条に定める部会に属するものとし、所属部会はチームリーダーが指名する。
- 5 チームメンバーは、チームリーダーの指示により所属する部会の事務処理、情報提供等を職務とする。
- 6 検討チームは、チームリーダーが招集し、チームリーダーがその議長となる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は福祉こども部及び社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(召集の特例)

- 2 第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に招集される委員会は、市長が招集する。

3 太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：平成24年度

No.	役 職	氏 名	所 属 団 体 名
1	委員長	相澤 邦衛	太田市社会福祉協議会会長
2	副委員長	志村 仁	太田市区長会会長
3	副委員長	塚田 政雄	太田市民生児童委員協議会会長
4	委員	十河 錦二	太田市ボランティア連合会会長
5	委員	茂木 幸江	太田市社会福祉施設連絡協議会会長
6	委員	若林 照久	太田市保育園連絡協議会会長
7	委員	増田 英雄	太田市身体障害者団体連絡協議会会長
8	委員	遠坂 軍造	太田市老人クラブ連合会会長
9	委員	浅海 勝	東部保健福祉事務所企画福祉課長
10	委員	大澤 久男	太田市福祉こども部長

4 太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画検討チーム名簿

No.	役 職	氏 名	所 属
1	リーダー	長澤 正史	福祉こども部副部長
2	サブリーダー	大隅 武則	社会福祉協議会常務理事
3	メンバー	後藤 昭男	福祉こども部社会支援課長
4		糸井 雅之	福祉こども部社会支援課課長補佐
5		鈴木 宏和	福祉こども部障がい福祉課長
6		八田 守	福祉こども部福祉事業課長
7		内田 実	福祉こども部元気おとしより課長
8		大隅 佳憲	福祉こども部こども課長
9		塚田 清美	福祉こども部児童施設課長
10		加藤 孝	健康医療部介護サービス課長
11		田村 通明	健康医療部地域包括支援課長
12		川口 光廣	社会福祉協議会事務局長
13		小林 正和	社会福祉協議会地域福祉・ボランティアグループリーダー

事務局

事務局長	長澤 正史	福祉こども部副部長
事務局次長	大隅 武則	社会福祉協議会常務理事
事務局員	後藤 昭男	福祉こども部社会支援課長
事務局員	川口 光廣	社会福祉協議会事務局長
事務局員	糸井 雅之	福祉こども部社会支援課課長補佐
事務局員	小林 正和	社会福祉協議会地域福祉・ボランティアグループリーダー

第2次 太田市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成25年3月発行

発行 太田市・太田市社会福祉協議会

編集 太田市福祉こども部社会支援課・太田市社会福祉協議会

■太田市

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号

TEL 0276-47-1111（代表）

URL <http://www.city.ota.gunma.jp/>

■社会福祉法人 太田市社会福祉協議会

〒373-0853

群馬県太田市浜町2番7号

TEL 0276-46-6208

URL <http://otashakyo.jp>
